総務省公害等調整委員会

# ちょうせい

令和5年 **8月** 

第114号



特集

担当職員へのインタビュー:

「東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件」に見る 調停事件の引継ぎ

誌上セミナー

大気汚染について

第2回 大気汚染に関する苦情の現状

ネットワーク

がんばってまーす

公害苦情処理業務を経験して [栃木県小山市] 日々の公害苦情対応を通じて感じること [兵庫県西宮市]



思 川 桜 (写真提供:栃木県小山市)



が山の花火 (写真提供:栃木県小山市)



渡良瀬遊水地内で繁殖するコウノトリ (写真提供:栃木県小山市)

# Contents

2 特集 国と地方公共団体との連携

担当職員へのインタビュー:

「東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件」 に見る調停事件の引継ぎ

(協力)一般財団法人日本立地センター専務理事、元 公害等調整委員会事務局審査官 上野 透 総務省大臣官房総務課管理室長、

元 公害等調整委員会事務局総務課企画法規担当課長補佐、元 公害等調整委員会事務局審査官 加藤 剛 (聞き手) 公害等調整委員会事務局総務課課長補佐(広報担当) 橋本 隆介

10 誌上セミナー「大気汚染について」 第2回 大気汚染に関する苦情の現状

公害等調整委員会事務局

26 公調委委員によるリレーエッセイ(第1回)

公害等調整委員会委員 都築 政則

28 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



"夙川公園 (写真提供:兵庫県西宮市)



軽ヶ峰 (写真提供: 兵庫県西宮市)

<ネットワーク> 29 がんばってまーす 公害苦情処理業務を経験して

栃木県小山市市民生活部環境課主事 早乙女 貴 啓

# 日々の公害苦情対応を通じて感じること

兵庫県西宮市環境局環境総括室環境保全課主査 岩田 卓

33 第 53 回公害紛争処理連絡協議会

公害等調整委員会事務局

- 43 公害等調整委員会の動き(令和5年4月~6月) 公害等調整委員会事務局 ※
- 47 都道府県公害審査会の動き(令和5年4月~6月) 公害等調整委員会事務局 ※

•「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「甲山森林公園 | <関連:31ページ>

(写真提供:兵庫県西宮市)

甲山はおわんを伏せた形で親しまれ、市街地のどこからでも見えるまさに西宮市のシンボルといえる山で、標高は309メートルあります。その昔、神功皇后がかぶとを埋めたことから、その名が付いたとの言い伝えもあります。

甲山森林公園は、甲山の山ろくに広がり、約83~クタールにもおよびます。野外彫刻や噴水池などが樹木や花に囲まれ、遊歩道が縦横にあります。明治・県政百年を記念して昭和45年(1970年)にオープンしました。野鳥と新鮮な空気がいっぱいで、「森林浴」にも最適です。

# 担当職員へのインタビュー:

# 「東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件」 に見る調停事件の引継ぎ

# (協力)

· 上野 透

一般財団法人日本立地センター専務理事 元 公害等調整委員会事務局審査官

## (聞き手)

·橋本 降介

公害等調整委員会事務局総務課課長補佐(広報担当)

#### かとう たけし ・加藤 **剛**

総務省大臣官房総務課管理室長

- 元 公害等調整委員会事務局総務課 企画法規担当課長補佐
- 元 公害等調整委員会事務局審査官

〈令和5年6月30日実施〉

# 1. 事件の紹介

◆橋本 本日は、機関誌「ちょうせい」の特集「国と地方公共団体との連携」に掲載するインタビュー記事作成のため、お集まりいただき誠にありがとうございます。

今回は、平成15年2月に東京都公害審査会より公害紛争処理法(以下「処理法」という。)第38条第1項に基づいて、公害等調整委員会が事件を引き継いだ調停事件について、当時在籍されていたお二方にお話を伺わせていただきます。

まずは、東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件(平成15年(調)第1号事件。以下、「地下鉄騒音事件」という。)について、その概要と処理経過について、私から紹介させていただきます。

#### 【事件の概要】

平成 13 年 2 月 27 日、東京都にあるビルの区 分所有者 6 人から、東京都及び鉄道会社を相手方 (被申請人)として、東京都知事に対して調停を 求める申請がありました。 被申請人らの運行する鉄道が申請人らのビルの地下を通過する際に引き起こす騒音・振動によって、申請人らは、不快感と不安を感じ、営業活動にも支障をきたしており、これらを理由として、申請人は、被申請人らに対し、鉄道の運行に伴う騒音・振動を軽減することを求めていました。

#### 【事件の処理経過】

東京都公害審査会は、平成 13 年 2 月 27 日に本申請を受け付けた後、11 回の調停期日を開催し、手続を進めましたが、全国的、広域的見地から解決を図ることが必要であると判断し、当事者の同意を得た上で、処理法第 38 条の規定に基づき、公害等調整委員会に対し事件の引継ぎについて協議を行った結果、公害等調整委員会は、東京都公害審査会の判断及び当事者の意向を踏まえ、平成 15 年 3 月 10 日、本事件を引き継ぎました。

公害等調整委員会は、本事件を引き継いだ後、 直ちに調停委員会を設け、7回の調停期日を開催 するとともに、平成15年6月5日、申請人らが 主張する地下鉄駅舎の新設工事及びレール磨耗 と騒音・振動との因果関係を判断するのに必要な 専門的事項を調査するため、専門委員1人を選任 したほか、現地調査及び騒音・振動の測定・分析 調査を実施するなど、手続を進めて検討した結果、 平成 17 年 6 月 16 日の第 8 回調停期日において 調停が成立し、本事件は終結しました。

さて、お二方に事件についてお話しを伺う前に、 自己紹介ということで、公害等調整委員会事務局 に在籍されていた時のポストや業務内容につい て教えていただけますでしょうか。

◆上野 私は、経済産業省から出向して、平成 15 年から17年まで審査官として在籍しました。3 年前に経済産業省を退職し、現在、一般財団法人 日本立地センターに勤務しています。ここでは、 都道府県や市町村、業界団体などに賛助会員にな っていただいていて、地域の産業用地開発や企業 誘致、地域産業振興の支援をさせていただいてい ます。自治体での担当部署は商工担当部局ですけ れども、環境に配慮した産業立地という点からは、 公害審査会の業務にも関わりがあるものと思わ れ、今回の企画に参加させていただくことに縁を 感じています。

公害等調整委員会在籍時は、今回取り上げる調 停事件のほかに、地盤沈下、農薬による健康被害、 工場騒音、悪臭被害などを担当しました。それか ら、米国の調停制度などの現地調査を行って、こ の「ちょうせい」にレポートを書いたこともあり ました。

**◆加藤** 私は、確か平成 14 年から 2 年ぐらいだ ったと思いますけれども、総務課の企画法規担当 の課長補佐として在籍しておりまして、業務内容 としては、事件の受付ですとかがメインになる仕 事をさせていただきました。その後、ちょうど今 から1年前までの3年間、審査官として再び公害 等調整委員会で働くことになりまして、事件処理 をやっておりました。現在は総務省の本省に戻り まして、大臣官房総務課の管理室長ということで、 また違う業務をやっております。

この調停事件は、随分昔の話でありますけれど も、こうして上野元審査官とお会いもできました し、こういう機会を設けていただいて、大変あり がたいと思っております。



上野 诱 氏

## 2. 事件の管轄と事件の引継ぎの制度について

#### 【事件の管轄について】

◆橋本 今回取り上げる事件は、公害審査会の係 属事件を公害等調整委員会が公害紛争処理法の 規定に基づき引き継いだものです。事件の引継ぎ の例としては、昭和62年に長野県知事から事件 を引き継ぎ、昭和 63 年に調停が成立した「スパ イクタイヤ粉じん被害等調停申請事件 | などがあ りますが、こういった制度があること自体、都 道府県公害審査会の事務局職員の方にはご存じ ない方もいらっしゃるかもしれません。

まず、事件の管轄について基本的なことをご紹

介させていただきます。処理法では、公害紛争を 処理する機関として、国に公害等調整委員会が設 置され、都道府県には都道府県公害審査会が設置 されているところです。公害紛争の処理は、公害 等調整委員会と都道府県公害審査会により分掌 されており、両者は上下関係にはありません。

都道府県公害審査会は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあっせん、調停及び仲裁について管轄することとされていますが(処理法第24条第2項)、調停事件については、管轄の規定に対する例外として、相当と認める理由がある場合には、引継ぎ制度により、本来の管轄にかかわらず、都道府県公害審査会における係属事件を公害等調整委員会に引き継いだり、反対に公害審査会に引き継いだりすることができるようになっています(処理法第38条)。事件を引き継ぐ場合には、当事者の同意を得、かつ、引き継ごうとする先の機関と協議する必要があります。この事件の引継ぎの規定は、あっせん、仲裁に係る事件については置かれていません。

## 【事件の引継ぎについて】

- ◆橋本 加藤室長に事件の引継ぎ規定について 伺いますが、処理法第38条第1項の「相当と認 める理由」については、一般的にどういった場合 を想定していると考えたらいいのでしょうか。
- ◆加藤 まず、処理法では、重大事件、広域処理 事件及び県際事件を中央委員会(「公害等調整委 員会」を指す。以下同じ。)の管轄、その他の事件 を審査会等の管轄としています。しかし、それぞ れの事件の実情を見ると、審査会等の事件の中に も中央委員会で処理した方が適当であると思わ れるものもあり、またその逆の場合もあると考え られます。例えば、形式的には中央委員会の管轄

には当たらないが、実質的には人の健康又は生活 環境に大きな影響を与える事件や全国的見地から解決する必要がある事件の場合が考えられま す。また、逆の例としては、形式的には申請被害 額が5億円以上であることから、中央委員会の管 轄に当たるが、実質的には被害地域が1つの都道 府県の区域内に限定されている事件などの場合 が考えられます。これらの場合には、事件を引き 継ぐことについて相当の理由があると認め得る ものと考えます。

それから、審査会等に係属している事件において、都道府県自体が被申請人となっていることなどにより、当該審査会等に対する申請人の不信感が強い場合や、中央委員会に係属している事件において、費用面等から当事者が地元都道府県の審査会等において処理することを希望している場合などについても、事件を引き継ぐことについて相当の理由があると認める余地があるものと考えています。

いずれにしても、「相当と認める理由」については、当該調停事件を解決するためにはどの機関で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断することが必要になると考えます。

以上の点は、コメンタールに掲載されていますが、公害審査会だけで判断できるものではないので、検討に際して悩まれることもあるのではないかと思います。そのようなときは、公害等調整委員会事務局に遠慮なくご相談いただくことも大事なように思います。幸い、コロナ禍を経てWeb会議が一般的になったので、遠隔地の公害審査会であっても容易に打合せができるようになったことですし。

なお、調停事件の引継ぎについては、「相当の 理由」が必要になりますが、裁定事件は公害等調 整委員会の専属管轄なので、公害審査会に係属中 の調停事件について、公害等調整委員会に裁定申 請することは可能です。私は実際に事件処理に当 たる審査官としても公害等調整委員会に在籍し ましたが、その際に、公害審査会に係属中の調停 事件について、公害等調整委員会に原因裁定が申 請された事件も担当しました。人事異動のため、 事件終結まで携わることはできませんでしたが、 因果関係について、職権調査とそれを踏まえた専 門委員による科学的知見に基づく意見書を証拠 として採用すること、つまり、専門委員の科学的 知見に基づく見解を当事者双方に示すことが大 きな契機となって、調停による解決が図られるこ とは多数あるように思います。

公害等調整委員会の専門委員は首都圏在住の 方が多いのが実情ですが、首都圏以外に在住され ている方もいらっしゃることからも明らかなよ うに、地方にも公害に関する科学的知見を有する 専門家の方は多数いらっしゃいます。ですが、そ ういった専門家の方々の科学的知見を活かすた めには、それ相応のデータを採取することが必要 になるので、公害審査会の予算や人員・人材とい った体制面でなかなか難しい面もあるのかもし れません。同様の事情は公害等調整委員会にもあ るとは思いますが、「引継ぎ」以外の手法も含め て検討することも可能であり、そういった意味で も、遠慮なくご相談いただくことが大切ではない かと思います。

#### 【地下鉄騒音事件の引継ぎについて】

- ◆橋本 平成 15 年 2 月、東京都より事件の引継 ぎの協議がありました。事件の引継ぎを相当と認 める理由は、どのような内容だったのでしょうか。
- ◆加藤 この事件は、地下鉄道の真上にあるビル の所有者が、この地下鉄道のさらに下に建設され

た地下鉄道の構築物工事の進捗に伴い、その上部 を通過する地下鉄道の振動・騒音が悪化し被害が 生じている、本件ビルの顧客、賃借人に多大な不 快感と不安を与え、営業活動に著しい支障をきた しているとして、当該振動・騒音の低減を請求し ているものでした。

事件の引継ぎを相当と認める理由ですが、東京 都公害審査会からは「地下鉄道による振動・騒音 については、全国の大都市において問題化しつつ あるが、本事件においては、複数の地下構築物を 伝播して地上の構築物に与える複合的影響が争 点となっており、これに関しては、調査方法や対 策が確立しておらず、全国的・広域的な見地から 解決を図る必要があること」、そして当事者双方 の同意があることが理由として挙げられていま した。



加藤 剛 氏

- ◆橋本 事件の引継ぎに当たっては、事務的に事 前の連絡などはあったのでしょうか。
- ◆加藤 東京都公害審査会の事務局担当者から 事件の引継ぎについて事前説明を受けたように

記憶しております。また、その際には、東京都公 害審査会の事件処理の実情をよく理解するため に、事件の受付を担当している総務課だけでなく、 実際に事件処理に当たり、騒音・振動の専門的知 見などに通じている審査官も同席し、説明を伺っ たように記憶しております。

事件の引継ぎを相当と認める理由については、 事前説明を通じた東京都公害審査会と公害等調 整委員会との間での共通認識の醸成を経て、東京 都公害審査会において整理、検討の上、提出され たものと思います。

事前説明の場で、具体的にどのようなやりとり があったかまでは覚えておりませんが、一般的に は、まずは公害等調整委員会にご相談いただき、 当該事件のこれまでの経緯や当事者の見解等に ついて、都道府県公害審査会の事務局職員から説 明をしてもらうということかと思います。

なお、これは公害等調整委員会側の問題ですが、 公害審査会からの相談の段階で審査官が同席し、 事件処理の実情を把握しておくことは、その後、 事件を引き継いだ際にスピーディーに事件処理 を進める上で有益ではないかと思います。引継ぎ をスムーズに行うことは、当事者双方から信頼を 得る上でも大切ではないかと思いますし。調停事 件の引継ぎとは異なりますが、裁判所に係属中の 事件について裁判所から原因裁定の嘱託を受け る原因裁定嘱託についても、同様のことがいえる のではないでしょうか。

#### 3.東京都地下鉄騒音事件の調査について

◆橋本 続いて上野様にお伺いいたします。本事 件は、平成15年3月に事件の引継ぎが決定され、 その後、公害等調整委員会において、現地調査、 測定技術検討会議、調査委託会社による現地の騒 音・振動測定調査が行われ、計8回にわたる調停 期日を経て、平成17年6月に調停が成立しまし

上野様は、事件の途中、第3回の期日(平成15 年9月)から本事件をご担当されました。本事件 では、平成16年3月に、4日間にわたって、現 地での騒音測定が実施されました。測定に当たっ ては検討会の開催や事前測定も実施されていま す。本測定まで時間をかけて調整がなされていた ことが伺われます。例のない大規模で複雑な騒音 測定が実施されましたが、騒音測定の方針や進め 方は、どなたが主導されたのでしょうか?

◆上野 私が来たときには既に、専門委員と測定 を実施する調査会社は決まっていました。専門委 員の石井聖光東大名誉教授は、建築音響工学と騒 音制御工学の権威で、日本音響学会会長などもさ れた先生でした。この調停事件当時、80歳近かっ たと思いますが、大変お元気で、いろいろお世話 になりました。今でも年賀状のやり取りをさせて いただいています。この石井先生のご指導の下、 調査会社の専門家と、厚生労働省から来られてい た審査官と私とで、原因究明のために、どのよう な実験、測定、分析をしたらいいかということを 当事者の意見も聞きつつ検討していきました。

◆橋本 調査の目的は何だったのでしょうか。

◆上野 本件では、申請人側のいるビルの直下に 地下鉄道が通っていたのですが、その下に、新た な地下鉄道の構築物が設置されたことによって、 もともとあった直下の地下鉄道の電車の通過に よる騒音・振動が耐えられないほど大きくなった ということで、申請人側は、両地下鉄道側にその 騒音・振動の軽減を求めました。しかし、新地下 鉄道側は新設の構築物と騒音・振動増大とは関係 ないとしていました。そこで、その新地下鉄道の

構築物ができたことと、この騒音・振動増大との 因果関係を分析することが調査の目的でした。

なお、騒音・振動が増大する直接の要因として は、直下の地下鉄道のレールにできる波状摩耗と いうことはわかっていました。申請人側のビルの 直下の地下鉄道のレールが大きくカーブしてい るため、電車の通過が繰り返されるうちにレール に波状摩耗が点々と生じ、それによって電車の通 過による騒音・振動が増大するのです。波状摩耗 のあるレールを研磨して平滑にすると騒音が静 かになるので、申請人側は、直接の要因である直 下の地下鉄道のレールの研磨を地下鉄道側に求 めていました。

◆橋本 具体的にどういった調査をされたので しょうか。



インタビューの様子

◆上野 まず、事前調査として、レールが平滑な 時期に、申請人側のビル内で、電車の通過に伴う 騒音・振動の測定をしました。その後、しばらく して、波状摩耗が出てきて騒音・振動も大きくな る頃に本調査をすることとしました。

本調査ですが、騒音・振動を発生させているビ ル直下の地下鉄道のトンネルの中に入り、終電の 後、始発までの時間、保守に使用しているモータ ーカーを走行させて、トンネル内の3地点と、申 請人のビル内で騒音・振動を測定するなどの大規 模な実験を行いました。これには測定機器の設置 準備、撤去を入れて4日間かかりました。トンネ ル内3地点のレールと壁面、それから申請人側の ビル内に振動加速度ピックアップ、マイクロフォ ンを取り付けて、モーターカー走行時の騒音・振 動を測定しました。上下線ともに3種類の速度で、 モーターカーを行ったり来たりさせて調査を行 いました。

専門委員の石井先生は、近くのホテルに宿泊さ れ、真夜中の調査に立ち会っていただきました。 トンネル内は暗く足元は不安定で、ご高齢の先生 は大変だったと思うのですが、真相解明に熱心で 目を輝かせながら、実験を確認しておられました。

◆橋本 こうした調査を経て、本事件では最終的 に調停が成立しています。申請人らが求めていた 鉄道の運行に伴う騒音・振動の軽減策について、 申請人・被申請人ともに納得する形で決着するこ とができた要因は何だったと思いますか。何かき っかけとなるようなことがあったのでしょうか。

◆上野 当初は当事者間で主張が異なる部分も ありましたが、公害等調整委員会として出来る限 りの調査を尽くした上で、調停委員が直接和解の 方向性を各当事者に語りかけたことが、調停成立 へ向かう大きな契機となったと思います。

また、調停で重要と言われる互譲の精神、本事 件では三者いたわけですけれども、皆がその精神 に基づいて行動していただいたということがあ るのではないかと思います。

先ほどからお話をしていますとおり、権威ある 専門家の知見を活用できたこと、公害等調整委員 会の呼びかけのもと当事者が協力してこれだけ の大規模な調査を実施することができたこと、こ

うした公害等調整委員会の業務におけるメリットが生かされたのではないかと思います。

- ◆橋本 最近は小規模な事件が増加する中で、大 規模な調査を実施した本事件には、ほかの事件に はないご苦労もあったのではないでしょうか。本 事件に関わる中で、大変だったことやご苦労され たことがあればお話しいただけますでしょうか。
- ◆上野 深夜、終電が終わってから未明にかけて の調査を4日間やりましたけれども、夜出かけて 朝帰る日が続き、家族はびっくりしていました。 また、普通、人が入れない暗いトンネルの中に入 ると、モーターカーも間近に通るものですから、 少し怖かったですが、非日常的な貴重な経験がで きたと思っています。

また、測定実験の後、非常に分厚い測定結果が 調査会社から出てきたのですが、専門性が高く、 それを分析するのはなかなか大変でした。厚生労 働省出身の審査官と二人で騒音・振動の勉強をし て、何回も石井先生、調査会社の専門家、審査官 二人で集まって、何時間もかけて議論しながら、 一般の人にも分かるように整理をしていきまし たが、結構苦労しました。

#### 4. おわりに

◆橋本 ありがとうございます。それでは最後に、 各都道府県の公害審査会の事務局職員に向けて メッセージをお願いできますでしょうか。 ◆上野 専門委員の選定とか専門的な調査の実施、調停に当たっての当事者との調整についてはいろいろ悩ましいこともあると思います。そういったときに公害等調整委員会に相談して進めていくことが効果的な場合があると思います。それから、連絡協議会やブロック会議の場も生かしながら国と連携することも考えていただけるといいのではないかと思います。

私もこの「ちょうせい」の記事で、いろいろと 自治体の方々が事件対応でご苦労されているこ とを拝見しています。様々なケース、事情があり、 こうすればといいといった特効薬のようなもの はなく、難しいところはあると思いますが、やは り、まず当事者の主張をよく聞くこと、当事者は 色々なことを言われるとは思いますが、それらを 傾聴した上で論点を整理していくことが必要で す。そして、客観的な原因解明など行政側として できることをやっていき、ファクトに基づいた解 決策を提示し、当事者に納得していただくという ことではないでしょうか。それらの中で、当事者 には真摯に対応して、信頼を得ていくということ も調停においては不可欠と思います。

苦労の多いことと思いますが、地域のために大変重要な仕事ですので、頑張っていただければと 思います。

◆橋本 ありがとうございます。それでは、インタビューを終了したいと思います。本日は貴重なお話を伺うことができました。上野様、加藤様、お忙しい中、本日はお時間をつくっていただきまして、誠にありがとうございました。

# 地方公共団体の皆様へ

都道府県公害審査会等の事件を公害等調整委員会に引き継ぐ方法として、今回のインタビュ 一記事でご紹介した事件の引継ぎ(公害紛争処理法第38条)に加えて、本年6月に開催した 第 53 回公害紛争処理連絡協議会において、より簡易な運用として、当事者に公害等調整委員 会への裁定申立を促す運用を提案させていただいています。

地域に一定の影響があり、紛争解決に公害等調整委員会の専門的リソースの活用が望まれる 事案については、積極的に当事者に公害等調整委員会への裁定申立を促していただいて結構で す。その際、都道府県公害審査会等で調停を打ち切る場合に限らず、事件を係属させたまま、 公害等調整委員会で原因裁定を行い、その結果を利用して都道府県公害審査会等で調停を行う というバリェーションも考えられます。

公害等調整委員会としては、都道府県公害審査会等と連携して公害紛争処理制度の解決力を 高めたいと考えており、都道府県公害審査会等の事務局との日頃からの意思疎通を一層図って まいります。

公害等調整委員会事務局

# 大気汚染について

# 第2回 大気汚染に関する苦情の現状

公害等調整委員会事務局

# ■はじめに

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載しています。第2回は、大気汚染に関する苦情の現状について取り上げます。

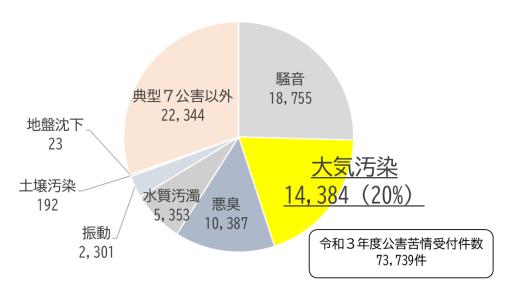
公害苦情調査結果報告書から令和3年度の大気汚染に関する苦情の概況、苦情受付件数の推移及び都道府県別の苦情の受付状況等について解説します。また、今回の誌上セミナーの執筆に当たって、大気汚染に関する苦情の多くを占める「焼却(野焼き)」について、相対的に苦情受付件数の多い36の地方公共団体にヒアリングを実施しました。ヒアリングを通して得られた「焼却(野焼き)」に関する苦情の傾向についても触れながら紹介していきたいと思います。なお、今回紹介しきれなかったものについては、次回の誌上セミナーにおいて取り上げる予定です。

# 1. 令和3年度の大気汚染に関する苦情の概況

- ・典型7公害では騒音(18,755件)に次いで大気汚染(14,384件)に関する苦情件数が多い。
- ・大気汚染に関する苦情は、公害苦情全体の20%を占めている。
- ・大気汚染に関する苦情の主な発生原因は、「焼却(野焼き)」に関する苦情が9,756件(68%)と最も多く、次いで「工事・建設作業」に関する苦情が2,224件(15%)となっている。
- ・「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染に関する苦情は、公害苦情全体の13%を占めている。
- ・公害苦情全体を主な発生原因別に見ると、「焼却(野焼き)」に関する苦情が 12,877 件(17%)と 最も多く、その 12,877 件について、公害の種類別に内訳を見ると、大気汚染として計上された苦 情が 76%(9,756 件)、悪臭として計上された苦情が 18%(2,305 件)となっている。

はじめに令和3年度の公害苦情調査結果報告書から大気汚染に関する苦情の概況を見ていきます。令和3年度の全国の公害苦情受付件数は73,739件あり、そのうち「典型7公害」に関する苦情は51,395件(70%)、「典型7公害以外」に関する苦情は22,344件(30%)となっています。

典型7公害では騒音に関する苦情が18,755件と最も多く、次いで大気汚染に関する苦情が14,384件となっています(図1)。大気汚染に関する苦情は公害苦情受付件数全体の20%を占めています。

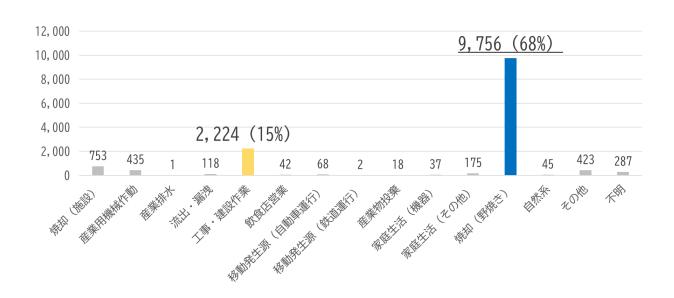


【図1】公害苦情受付件数の内訳

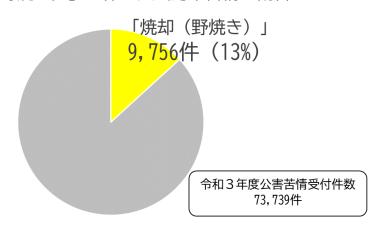
大気汚染に関する苦情の主な発生原因は、「焼 却(野焼き)」に伴う苦情が9,756件と最も多く なっており、大気汚染に関する苦情の 68%を占 めています(図2)。「焼却(野焼き)」の次に多い

のが「工事・建設作業」に関する苦情で 2,224 件 (15%)となっています。また、「焼却(野焼き)」 に伴う大気汚染に関する苦情は、公害苦情受付件 数全体の13%を占めています(図3)。

【図2】大気汚染に関する苦情の主な発生原因



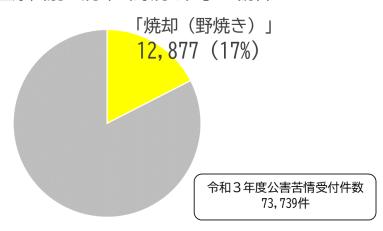
【図3】公害苦情全体に占める 「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染苦情の割合

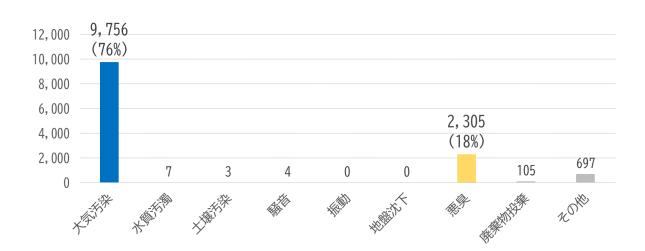


また、令和3年度に受け付けた全ての公害苦情 73.739 件をその主な発生原因別に見ると、「焼却 (野焼き)」に関する苦情が12,877件と最も多く、 全体の 17%を占めています (図4)。 更にその 12,877件について、公害の種類別に内訳を見ると、 大気汚染として計上された苦情が 76% (9,756

件)、悪臭として計上された苦情が 18% (2,305件) となっています(図5)。僅かですが廃棄物投棄 として計上された苦情も 1% (105件) 含まれて います。これらのことから、いかに地方公共団体 の相談窓口に「焼却(野焼き)」に関する苦情が寄 せられているかが分かります。

【図4】公害苦情全体に占める 主な発生原因別「焼却(野焼き)」の割合





【図5】公害苦情全体における「焼却(野焼き)」 に関する苦情の公害の種類別内訳

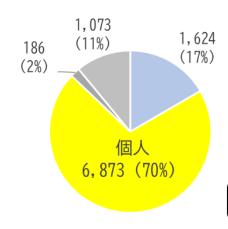
大気汚染に関する苦情の発生源の内訳を見ると、「焼却(野焼き)」に伴う苦情の70%が個人によるも の、「工事・建設作業」に伴う苦情の90%が会社・事業所によるものとなっている。

大気汚染に関する苦情について、その発生源の 内訳を見ていきます。「焼却(野焼き)」に伴う大 気汚染に関する苦情の発生源については、全体の 70%となる 6,873 件が「個人」によるものとなっ ています(図6)。また、「工事・建設作業」に伴 う大気汚染に関する苦情の発生源については、全 体の 90%となる 2,012 件が「会社・事業所」(95% は建設業者)によるものとなっています(図7)。

誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方 公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、多 くの地方公共団体において、「焼却(野焼き)」に 伴う大気汚染に関する苦情の発生源については、 農家によるものだけでなく、家庭菜園をしている 方や庭や山林などを所有する方なども含まれて いるとのことでした。例えば、商売を目的とせず に、軽易、小規模に野菜を栽培する場合でも、収 穫時に発生する茎葉や野菜くず等の農業残渣を 焼却処理するケース、庭や所有する山林の手入れ により発生する剪定枝や落ち葉等を焼却処理す るケースがあります。「焼却(野焼き)」に伴う大 気汚染に関する苦情の発生源の多くが「個人」に よるものであることから、こうした「個人」によ る野焼きにより発生する煙害に対して、周囲の住 民等から多数苦情が寄せられていることがうか がえます。

また、「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染に関す る苦情の発生源について、発生原因が「不明」の ものが 1,073 件あり、全体の 11%を占めていま す。このことから「焼却(野焼き)」に伴う苦情に ついては、行為者が特定できないケースも一定数 あることがうかがえます。

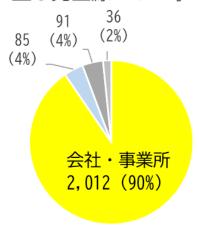
【図6】主な発生源 ※焼却(野焼き)



全体:9,756件

■会社・事業所 ■個人 ■その他 ■不明

【図7】主な発生源 ※工事・建設作業



全体:2,224件

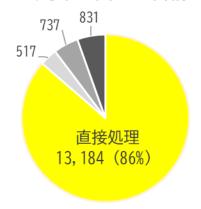
会社・事業所 ■個人 ■その他 ■不明

- ・大気汚染に関する苦情の処理件数の内訳を見ると、86%は直接処理されている。また、直接処理された苦情の 96%は、苦情申立てから半年以内に処理されている。
- ・苦情の処理方法は、全体の77%が発生源側に対する行政指導となっている。
- ・公害規制法令との関係別に見ると、38%が「違反なし」となっている。

大気汚染に関する苦情の処理件数の内訳を見ると、直接処理が 13,184 件と最も多く、全体の86%を占めています(図8)。これは公害苦情全

体の構成比と概ね同じです(公害苦情全体の受付件数 79,371 件のうち直接処理されたものは66,341件(84%))。

【図8】大気汚染に関する苦情の処理件数



受付件数:15,269件

(内訳)

新規受付:14,384件

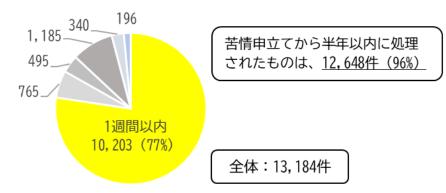
前年度からの繰り越し:885件

■直接処理 ■他へ移送 ■翌年度へ繰り越し ■その他

直接処理された苦情の 77% (10,203 件) は、 苦情申立てから1週間以内に処理されています (図9)。また、直接処理された苦情のうち苦情 申立てから半年以内に処理されたものの合計は、

全体の 96% (12,648 件) を占めています。一方、 僅かですが苦情申立てから1年を超えたものも 196件(1%)あります。

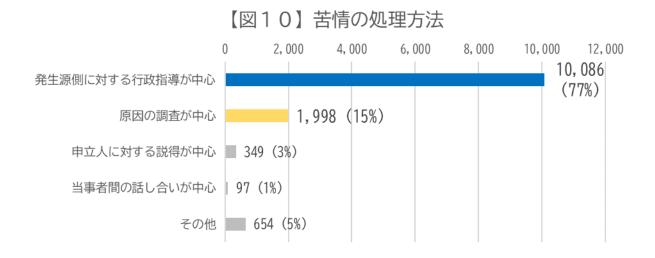
【図9】直接処理について 苦情申立てから処理までの期間



1週間以内 □ 1 か月以内 □ 3 か月以内 □ 6 か月以内 □ 1 年以内 □ 1 年超

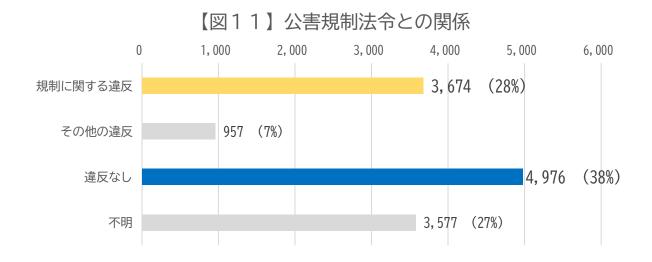
大気汚染に関する苦情の処理方法の内訳を見 ると、「発生源側に対する行政指導が中心」が最 も多く全体の 77% (10,086件) を占めています (図 10)。その他、「原因の調査が中心」が 1,998 件(15%)、「申立人に対する説得が中心」が349

件(3%)となっています。大気汚染に関する苦 情については、苦情の発生源が特定できないケー スや、地方公共団体の相談窓口の対応に納得でき ない市民を説得するケースもあることがうかが えます。



大気汚染に関する苦情の68%は焼却(野焼き) に伴うものです。焼却(野焼き)には、野焼きの 例外規定 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令(昭和46年政令第300号)第14条)があ りますが、苦情の処理方法について発生源側に対 する行政指導が多くを占めていることから、野焼 きの例外規定に該当するケースであっても、行為 者に対して行政指導を行っていることがうかが えます。

公害規制法令との関係を見ると、「違反なし」 が 4,976 件と最も多く、全体の 38%を占めてい ます(図11)。野焼きに伴う苦情は、行為者が野 焼きの例外規定に該当する場合も多数あること がうかがえます。一方で「規制に関する違反」が 3,674件(28%)となっており、個人が庭の剪定 枝や落ち葉、家庭から出るゴミ等を焼却している ケースも多数あることがうかがえます。



# 2. 大気汚染に関する苦情受付件数の推移

- ・大気汚染に関する全国の苦情受付件数は、平成 21 年度に2万件を下回って以降、緩やかに減少して いる。
- ・令和2年度は苦情件数が一時的に増加。その後、令和3年度は令和元年度の水準まで減少している。
- ・典型7公害の他の苦情との関係では、平成9年度から平成 25 年度までは大気汚染に関する苦情が最 も多くなっており、平成 26 年度以降は騒音に次いで大気汚染に関する苦情が多い状態で推移してい る。

大気汚染に関する苦情受付件数の推移につい て見ていきます。平成9年度は大気汚染に関する 苦情受付件数が対前年度 1.8 倍となる 19,668 件 と急激に増加しています(図12)。また、翌平成 10 年度には更に苦情受付件数が増加し、過去最 高となる 30,499 件となっています(公害苦情全 体の 37%、典型 7 公害全体の 47%)。その後、大 気汚染に関する苦情受付件数は、他の典型7公害 と比較して件数が多い状態で推移しています。

この大気汚染に関する苦情件数が急激に増加 した背景を特定する資料はありませんが、公害等 調整委員会事務局が財団法人統計情報研究開発 センターに委嘱して作成した「公害苦情調査結果 データ分析 | (平成 15年3月公害等調整委員会事 務局)において、社会現象といわれる「ダイオキ シン問題 | の報道をきっかけとして苦情申立てが 増加した可能性について指摘されています。

#### (参考)「公害苦情調査結果データ分析」(平成 15 年 3 月公害等調整委員会事務局)

- 「大気汚染の苦情件数が平成9年2月頃から増加した理由については、社会問題となったい わゆる「ダイオキシン問題」との関連が指摘されている。しかし、調査事項の範囲からは「ダ イオキシン問題」に関する苦情とは特定できず、はっきりした関係を直接説明できない」(P.75)
- 「受付苦情件数のグラフと事象の対応を見ると、平成9年2月の小さい山とそれ以降の増加 傾向は 「死亡率増加報道 | から始まる一連の事象の影響が考えられる。 平成 10 年は特に大きな 話題の存在は確認できなかったが、常に「ダイオキシン問題」報道が行われている状況で、関 心が非常に高く、敏感になっていたのではないかと考えられる。」(P.76)
- 「「ダイオキシン問題」は、平成 11 年をピークに収まっていると一般に考えられているが、 大気汚染の苦情件数は依然として件数の多い状態で推移している。平成 11 年度以降の苦情件 数の動きは、「横ばい」、「波少」、「増加」傾向のいずれとも判断がつかない。件数の多い状態で 推移している理由の仮説としては、「苦情を申し立てる行動が一般的になった(敷居が低くなっ た)」、「組織的な行動が背景にある」、「ダイオキシン問題とは全く別の苦情が発生している」 な どが考えられる。| (P.76)
- 「大気汚染の苦情件数が急増したことについては、社会現象といわれる「ダイオキシン問題 | の報道をきっかけとする苦情申立てが占める割合が大きいと考えられる | (P.77)

## 誌上セミナ「大気汚染について」

平成 10 年度以降、大気汚染に関する苦情受付件数は2万件以上で推移していますが、平成 21 年度に2万件を下回って以降(19,324件)は、緩やかに減少しながら推移しています。令和2年度は苦情受付件数が一時的に増加していますが、令和3年度は令和元年度の水準まで減少しています。

典型 7 公害の他の苦情との関係では、平成 22 年度以降、騒音に関する苦情受付件数が増加傾向にあり、平成 26 年度に騒音と大気汚染の順位が入れ替って以降は、大気汚染に関する苦情受付件数は騒音に次いで多い状態で推移しています。



【図12】典型7公害に関する苦情受付件数の推移

- ・令和2年度の大気汚染に関する苦情受付件数の一時的増加について、都道府県別の状況を見ると、 8府県を除く、全体の83%に当たる39の都道県で苦情受付件数が増加している。
- ・令和元年度から令和3年度までの3年間の苦情受付件数の推移は、都道府県ごとに異なるが、令和2年度の苦情受付件数の一時的な増加傾向は、全体の38%に当たる18の都道県に見られる。
- ・令和2年度は、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナ感染症の影響により生活環境が大きく変化した年であり、苦情件数の一時的増加の要因としては、在宅時間が増えたことにより、野焼きの煙に対して苦情を申し立てる人などが増えたことが考えられる。

令和2年度は大気汚染に関する苦情受付件数が一時的に増加しています。都道府県別にその状況を見ると、全ての都道府県に当てはまる傾向ではないことが分かります(図13)。

令和2年度の都道府県別の苦情受付件数を見ると、8の府県(埼玉県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本県、宮崎県)を除く、39の都道県(全体の83%)で令和元年度よりも

苦情受付件数が増加しています。

令和元年度から令和3年度の3年間の苦情受 付件数の推移を見ると、

- 横ばい : 2 (秋田県、広島県)
- · 增加傾向: 7 (山形県、山梨県、岐阜県、 山口県、香川県、佐賀県、大分県)
- · 減少傾向: 6 (埼玉県、大阪府、京都府、 兵庫県、熊本県、宮崎県)

となっており、令和2年度の一時的な苦情受付件 数の増加傾向 1は全体の 38%に当たる 18 の都道 県(北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、 東京都、新潟県、富山県、長野県、静岡県、滋賀 県、和歌山県、島根県、岡山県、福岡県、長崎県、 鹿児島県、沖縄県) に見られます。その他、

・ 令和2年度に苦情受付件数が増加した都道 県で、令和3年度の苦情受付件数が令和元年 度の苦情受付件数と同程度までは減少してい ないもの(その差が11件以上あるもの):12 (青森県、岩手県、茨城県、栃木県、神奈川

- 県、石川県、福井県、愛知県、三重県、奈良 県、徳島県、愛媛県)
- ・ 令和2年度に苦情受付件数が減少した府県 で、令和3年度に苦情受付件数が増加したも の:2 (鳥取県、高知県)

となっており、都道府県ごとにその傾向は異なっ ています。

令和2年度は、特別措置法に基づく緊急事態宣 言が発出されるなど、新型コロナ感染症の影響に より生活環境が大きく変化した年でした。誌上セ ミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体 へのヒアリングで伺ったところでは、全ての市区 町村に当てはまる訳ではありませんが、令和2年 度の苦情受付件数の増加の要因としては、在宅時 間が増えたことにより、これまで気付くことのな かった野焼きの煙に対して、「換気をしたいが窓 を開けることができない」、「洗濯物に臭いが付く」 等の苦情を申し立てる人などが増えたことが考 えられます。

<sup>1</sup> 令和2年度に苦情受付件数が一時的に増加した31の都道県(秋田県は横ばいで計上)のうち、令和3年 度の苦情受付件数が令和元年度の苦情受付件数と同程度(その差が 10 件以内のもの)あるいは令和元年度 の苦情受付件数を下回った都道県を計上した。

3	【図13】大気汚染の苦情件数の推移					
2       青森県       61       82       73         3       岩手県       44       86       61         4       宮城県       35       58       42         5       秋田県       143       145       142         6       山形県       33       60       77         7       福島県       72       86       79         8       茨城県       674       875       788         9       栃木県       324       393       353         10       群馬県       251       392       250         11       埼玉県       885       846       727         12       千葉県       988       1,599       991         13       東京都       1,102       1,235       1,047         14       神奈川県       823       1,158       985         15       新潟県       167       218       164         16       富山県       29       49       39         17       石川県       65       111       107         18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130			R1	R2	R3	
3	1	北海道	223	272	230	
4       宮城県       35       58       42         5       秋田県       143       145       142         6       山形県       33       60       77         7       福島県       72       86       79         8       茨城県       674       875       788         9       栃木県       324       393       353         10       群馬県       251       392       250         11       埼玉県       885       846       727         12       千葉県       988       1,599       991         13       東京都       1,102       1,235       1,047         14       神奈川県       823       1,158       985         15       新潟県       167       218       164         16       富山県       29       49       39         17       石川県       65       111       107         18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341 <tr< td=""><td>2</td><td>青森県</td><td>61</td><td>82</td><td>73</td></tr<>	2	青森県	61	82	73	
5       秋田県       143       145       142         6       山形県       33       60       77         7       福島県       72       86       79         8       茨城県       674       875       788         9       栃木県       324       393       353         10       群馬県       251       392       250         11       埼玉県       885       846       727         12       千葉県       988       1,599       991         13       東京都       1,102       1,235       1,047         14       神奈川県       823       1,158       985         15       新潟県       167       218       164         16       富山県       29       49       39         17       石川県       65       111       107         18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341         22       静岡県       411       492       406	3	岩手県	44	86	61	
6 日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	4	宮城県	35	58	42	
<ul> <li>7 福島県</li> <li>7 次城県</li> <li>674</li> <li>875</li> <li>788</li> <li>9 栃木県</li> <li>324</li> <li>393</li> <li>353</li> <li>10 群馬県</li> <li>251</li> <li>392</li> <li>250</li> <li>11 埼玉県</li> <li>885</li> <li>846</li> <li>727</li> <li>12 千葉県</li> <li>988</li> <li>1,599</li> <li>991</li> <li>13 東京都</li> <li>1,102</li> <li>1,235</li> <li>1,047</li> <li>14 神奈川県</li> <li>823</li> <li>1,158</li> <li>985</li> <li>15 新潟県</li> <li>167</li> <li>218</li> <li>164</li> <li>16 富山県</li> <li>29 49</li> <li>39</li> <li>17 石川県</li> <li>65 111</li> <li>107</li> <li>18 福井県</li> <li>138</li> <li>184</li> <li>181</li> <li>19 山梨県</li> <li>108</li> <li>118</li> <li>130</li> <li>20 長野県</li> <li>520</li> <li>649</li> <li>424</li> <li>21 岐阜県</li> <li>275</li> <li>295</li> <li>341</li> <li>24</li> <li>三重県</li> <li>302</li> <li>411</li> <li>313</li> <li>25 滋賀県</li> <li>95</li> <li>126</li> <li>76</li> <li>26</li> <li>京都府</li> <li>295</li> <li>226</li> <li>193</li> <li>75</li> <li>932</li> <li>818</li> <li>24</li> <li>395</li> <li>48</li> <li>414</li> <li>395</li> <li>529</li> <li>奈良県</li> <li>48</li> <li>414</li> <li>395</li> <li>30</li> <li>和歌山県</li> <li>119</li> <li>144</li> <li>118</li> </ul>	5	秋田県	143	145	142	
8 茨城県 674 875 788 9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	6	山形県	33	60	77	
9       栃木県       324       393       353         10       群馬県       251       392       250         11       埼玉県       885       846       727         12       千葉県       988       1,599       991         13       東京都       1,102       1,235       1,047         14       神奈川県       823       1,158       985         15       新潟県       167       218       164         16       富山県       29       49       39         17       石川県       65       111       107         18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341         22       静岡県       411       492       406         23       愛知県       1,348       1,753       1,472         24       三重県       302       411       313         25       滋賀県       95       126       76         26       京都府       295       226       193	7	福島県	72	86	79	
10   群馬県   251   392   250   11   埼玉県   885   846   727   12   千葉県   988   1,599   991   13   東京都   1,102   1,235   1,047   14   神奈川県   823   1,158   985   15   新潟県   167   218   164   16   富山県   29   49   39   17   石川県   65   111   107   18   福井県   138   184   181   19   山梨県   108   118   130   20   長野県   275   295   341   22   静岡県   411   492   406   23   愛知県   1,348   1,753   1,472   24   三重県   302   411   313   25   滋賀県   95   126   76   76   26   京都府   295   226   193   27   大阪府   975   932   818   28   兵庫県   488   414   395   29   奈良県   94   155   143   30   和歌山県   119   144   118	8	茨城県	674	875	788	
11   埼玉県   885   846   727   727   727   727   728   748   728   728   729   72	9	栃木県	324	393	353	
12   千葉県   988   1,599   991   13   東京都   1,102   1,235   1,047   14   神奈川県   823   1,158   985   15   新潟県   167   218   164   16   富山県   29   49   39   17   石川県   65   111   107   18   福井県   138   184   181   19   山梨県   108   118   130   20   長野県   275   295   341   22   静岡県   411   492   406   23   愛知県   1,348   1,753   1,472   24   三重県   302   411   313   25   滋賀県   95   126   76   76   26   京都府   295   226   193   27   大阪府   975   932   818   28   兵庫県   488   414   395   29   奈良県   94   155   143   30   和歌山県   119   144   118	10	群馬県	251	392	250	
13 東京都	11		885	846	727	
14   神奈川県   823   1,158   985   15   新潟県   167   218   164   16   富山県   29   49   39   17   石川県   65   111   107   18   福井県   138   184   181   19   山梨県   108   118   130   20   長野県   520   649   424   21   岐阜県   275   295   341   22   静岡県   411   492   406   23   愛知県   1,348   1,753   1,472   24   三重県   302   411   313   25   滋賀県   95   126   76   76   26   京都府   295   226   193   27   大阪府   975   932   818   28   兵庫県   488   414   395   29   奈良県   94   155   143   30   和歌山県   119   144   118	12	 千葉県	988	1,599	991	
15   新潟県   167   218   164     16   富山県   29   49   39     17   石川県   65   111   107     18   福井県   138   184   181     19   山梨県   108   118   130     20   長野県   520   649   424     21   岐阜県   275   295   341     22   静岡県   411   492   406     23   愛知県   1,348   1,753   1,472     24   三重県   302   411   313     25   滋賀県   95   126   76     26   京都府   295   226   193     27   大阪府   975   932   818     28   兵庫県   488   414   395     29   奈良県   94   155   143     30   和歌山県   119   144   118	13	東京都	1,102	1,235	1,047	
16   富山県   29   49   39   39   17   石川県   65   111   107   18   福井県   138   184   181   19   山梨県   108   118   130   20   長野県   520   649   424   21   岐阜県   275   295   341   22   静岡県   411   492   406   23   愛知県   1,348   1,753   1,472   24   三重県   302   411   313   25   滋賀県   95   126   76   76   26   京都府   295   226   193   27   大阪府   975   932   818   28   兵庫県   488   414   395   29   奈良県   94   155   143   30   和歌山県   119   144   118	14	神奈川県	823	1,158	985	
16       富山県       29       49       39         17       石川県       65       111       107         18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341         22       静岡県       411       492       406         23       愛知県       1,348       1,753       1,472         24       三重県       302       411       313         25       滋賀県       95       126       76         26       京都府       295       226       193         27       大阪府       975       932       818         28       兵庫県       488       414       395         29       奈良県       94       155       143         30       和歌山県       119       144       118	15		167	218	164	
17       石川県       65       111       107         18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341         22       静岡県       411       492       406         23       愛知県       1,348       1,753       1,472         24       三重県       302       411       313         25       滋賀県       95       126       76         26       京都府       295       226       193         27       大阪府       975       932       818         28       兵庫県       488       414       395         29       奈良県       94       155       143         30       和歌山県       119       144       118	16		29	49	39	
18       福井県       138       184       181         19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341         22       静岡県       411       492       406         23       愛知県       1,348       1,753       1,472         24       三重県       302       411       313         25       滋賀県       95       126       76         26       京都府       295       226       193         27       大阪府       975       932       818         28       兵庫県       488       414       395         29       奈良県       94       155       143         30       和歌山県       119       144       118	17		65	111	107	
19       山梨県       108       118       130         20       長野県       520       649       424         21       岐阜県       275       295       341         22       静岡県       411       492       406         23       愛知県       1,348       1,753       1,472         24       三重県       302       411       313         25       滋賀県       95       126       76         26       京都府       295       226       193         27       大阪府       975       932       818         28       兵庫県       488       414       395         29       奈良県       94       155       143         30       和歌山県       119       144       118	18		138	184	181	
20     長野県     520     649     424       21     岐阜県     275     295     341       22     静岡県     411     492     406       23     愛知県     1,348     1,753     1,472       24     三重県     302     411     313       25     滋賀県     95     126     76       26     京都府     295     226     193       27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	19		108	118	130	
21     岐阜県     275     295     341       22     静岡県     411     492     406       23     愛知県     1,348     1,753     1,472       24     三重県     302     411     313       25     滋賀県     95     126     76       26     京都府     295     226     193       27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	20		520	649	424	
22     静岡県     411     492     406       23     愛知県     1,348     1,753     1,472       24     三重県     302     411     313       25     滋賀県     95     126     76       26     京都府     295     226     193       27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	21		275	295	341	
23     愛知県     1,348     1,753     1,472       24     三重県     302     411     313       25     滋賀県     95     126     76       26     京都府     295     226     193       27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	22		411	492	406	
24     三重県     302     411     313       25     滋賀県     95     126     76       26     京都府     295     226     193       27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	23		1,348	1,753	1,472	
25     滋賀県     95     126     76       26     京都府     295     226     193       27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	24					
27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	25	滋賀県	95	126	76	
27     大阪府     975     932     818       28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	26		295	226	193	
28     兵庫県     488     414     395       29     奈良県     94     155     143       30     和歌山県     119     144     118	27		975	932	818	
30 和歌山県 119 144 118	28	_	488	414	395	
30 和歌山県 119 144 118	29	奈良県	94	155	143	
21 良取目 62 24 40	30	和歌山県	119	144	118	
51   「	31	鳥取県	63	34	40	
32 島根県 102 137 111	32	島根県	102	137	111	
33 岡山県 145 152 144	33	岡山県	145	152	144	
34 広島県 294 296 295	34	広島県	294	296	295	
	35		197	200	218	
36 徳島県 107 135 131	36		107	135	131	
12 3111	37		120		150	
38 愛媛県 227 258 251	38		227	258	251	
	39		65	46	50	
	40		737	831	720	
	41		162	174	180	
42 長崎県 172 231 142	42			231	142	
43 熊本県 184 174 172	43		184		172	
	44		131	151	167	
7 33331	45				214	
	46				110	
47 沖縄県 125 162 124	47					

# 3. 「焼却(野焼き)」に関する苦情の都道府県別の受付状況

- ・野焼きは全国的に行われているものの、都道府県別に「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染に関する苦情 の受付状況を見ると、特定の地域に苦情が集中しており、野焼きに対してあまり苦情が発生していな い地域もある。
- ・関東地方、東海地方は相対的に苦情受付件数が多い。
- 長野県、大阪府、福岡県も相対的に苦情受付件数が多い。

大気汚染に関する苦情の主な発生原因の 68% を占める「焼却(野焼き)」に関する苦情について、 都道府県別にその傾向を見ていきます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の都 道府県別の「焼却 (野焼き)」に伴う大気汚染に関 する苦情の受付状況を見ると、野焼きは全国的に 行われているものの、特定の地域に苦情が集中し ていることが分かります(図 14)。一方、あまり 苦情が発生していない地域もあります。

「焼却 (野焼き)」に関する苦情の都道府県別の 受付状況を見ると

- ・ 100 件未満:16 (うち 30 件未満:5)
- · 100 件~200 件未満:16
- · 200件~300件未満:5(栃木県(296件)、 群馬県(208件)、岐阜県(232件)、三重県 (235件)、愛媛県(200件))
- · 300件~500件未満:5(埼玉県(468件)、 東京都(404件)、長野県(366件)、静岡県 (316件)、大阪府(322件))
- · 500 件以上: 5 (茨城県 (673 件)、千葉県 (768件)、神奈川県(622件)、愛知県(1,052 件)、福岡県(570件))

となっています。

関東地方、東海地方は相対的に苦情受付件数が 多い傾向があります。その他、長野県、大阪府、 福岡県も苦情受付件数が多くなっています。

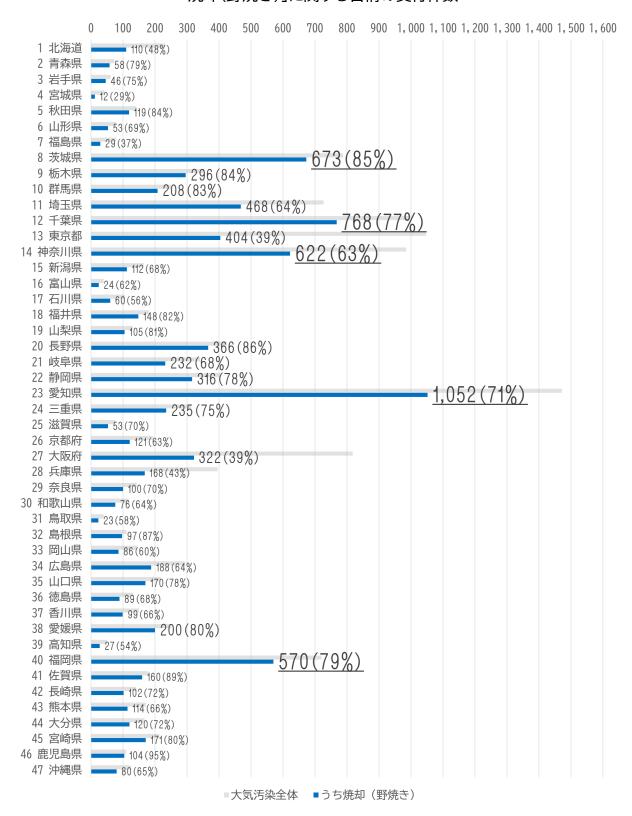
また、多くの都道府県において、大気汚染に関 する苦情の大半を「焼却(野焼き)」に関する苦情 が占めています。

次に、内訳は示しませんが、相対的に「焼却(野 焼き)」に関する苦情受付件数が多い都道府県に ついて、市区町村別の苦情受付件数の内訳を見る と、苦情受付件数が多い地域もあれば、ほとんど 苦情受付件数がない、あるいは全く苦情を受付け ていない地域もありました。苦情受付件数が相対 的に多い都道府県の中でも特定の地域に苦情が 集中していることが分かりました。

誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方 公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、野 焼きの多くは、家庭菜園を含む田畑で発生する稲 わら、籾殻、農業残渣などのゴミや、庭などで発 生する剪定枝や落ち葉などを農家や元農家の方 を含む個人の方が焼却しているケースが多いよ うです。こうした野焼きは全国的に行われていま すが、野焼きで発生する煙に対して、地方公共団 体の相談窓口に苦情を申し立てるかどうかは地 域によって対応が異なるようです。ヒアリングを した全ての地方公共団体に当てはまる訳ではあ りませんが、「焼却(野焼き)」に伴う苦情受付件 数が多い地方公共団体に見られる傾向として、田 畑が多い場所で宅地化が進み、そこに県外や都市 部から移住してきた方が自宅の周囲で行われる 野焼きで発生する煙に対して、「換気をしたいが 煙で窓が開けられない」、「洗濯物に煙の臭いがつ く」、「喘息を持っているので煙で咳が止まらなく なる」といった苦情を申立てるケースが多いよう です。また、野焼きの禁止に関する連絡を広報誌 などで見た市民から、生活環境保全上の支障はな

いのですが、煙が上がっているのを見たのでと通 報が来るケースも多いようです。

# 【図14】(令和3年度)都道府県別「大気汚染」に関する苦情に占める 「焼却(野焼き)」に関する苦情の受付件数



※()は大気汚染の苦情件数に占める「焼却(野焼き)」に関する苦情件数の割合

# 4.「工事・建設作業」に関する苦情の都道府県別の受付状況

- ・都道府県別に「工事・建設作業」に伴う大気汚染に関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦 情が集中しており、多くの地域ではあまり苦情は発生していない。
- ・「工事・建設作業」に関する苦情は、東京都及び大阪府を筆頭に、神奈川県、愛知県、兵庫県、埼玉県、 千葉県、福岡県に集中している。

最後に大気汚染に関する苦情の主な発生原因 の 15%を占める「工事・建設作業」に関する苦情 について、都道府県別にその傾向を見ていきます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の都 道府県別の「工事・建設作業」に伴う大気汚染に 関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦 情が集中しており、多くの地域ではあまり苦情が 発生していないことが分かります(図15)。

「工事・建設作業」に関する苦情の都道府県別 の受付状況を見ると

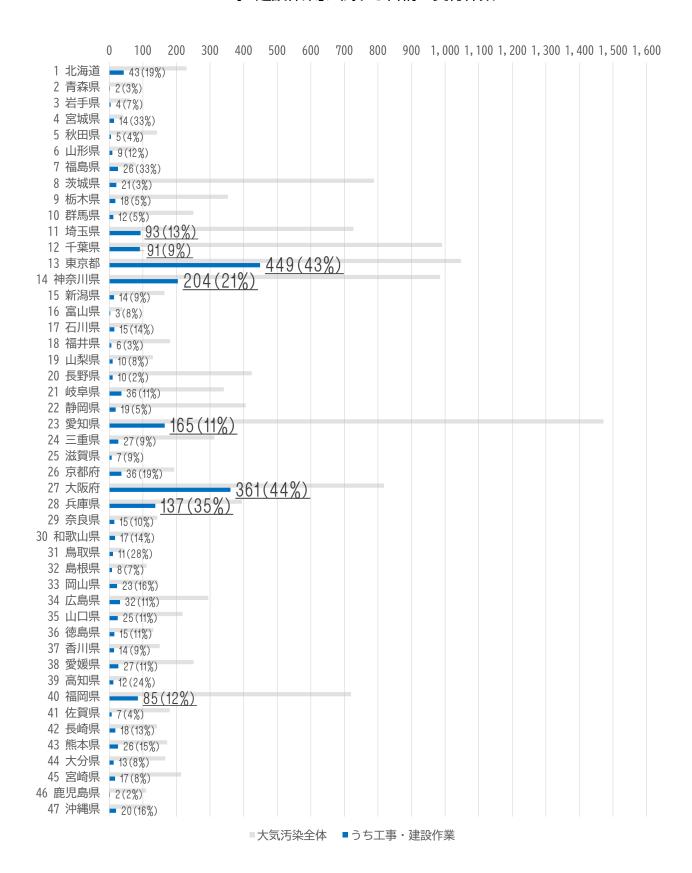
・ 50 件未満:39 (うち 15 件以内:22)

- · 50 件~100 件未満: 3 (埼玉県 (93 件)、 千葉県 (91件)、福岡県 (85件))
  - · 100 件~300 件未満: 3 (神奈川県 (204 件)、愛知県(165件)、兵庫県(137件))
  - · 300件以上: 2 (東京都 (449件)、大阪府 (361件))

となっています。

東京都及び大阪府を筆頭に、神奈川県、愛知県、 兵庫県、埼玉県、千葉県、福岡県において苦情受 付件数が多い傾向があります。

# 【図15】(令和3年度)都道府県別「大気汚染」に関する苦情に占める「工事・建設作業」に関する苦情の受付件数



※( )は大気汚染の苦情件数に占める「工事・建設作業」に関する苦情件数の割合

## 5. おわりに

公害苦情調査結果報告書から大気汚染に関す る苦情の現状について見てきました。地方公共団 体の相談窓口でご対応されている皆様はどう感 じられたでしょうか。日頃の苦情対応と比較して 同じような傾向が見られたでしょうか。それとも 異なっていたでしょうか。ご感想を含め、是非、 コメントをいただけると幸いです。

さて、大気汚染に関する苦情の発生原因の 68% は「焼却(野焼き)」が占めており、その発生源は 個人によるものが 70%を占めています。誌上セ ミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体 へのヒアリングにおいても、農家によるものだけ でなく、家庭菜園など個人によるものが多数ある ということを担当者から伺い、農家による野焼き が多いのではないかと思っていた認識が改まり

また、都道府県別の苦情受付件数の比較や地方 公共団体へのヒアリングを通して、「焼却(野焼 き) について苦情になる地域、場所とそうでな

い地域、場所があることが分かりました。地方公 共団体へのヒアリングでは、慣習的に野焼きをし ている地域で宅地化が進み、外から転居してきた 方から野焼きの煙に対する苦情が来るというこ とを多数聞きました。「焼却 (野焼き)」について 現状、苦情になっていない地域も含めて、今後、 宅地化が進む過程で苦情件数が増加していく可 能性も考えられます。

地方公共団体へのヒアリングでは、苦情の計上 の整理、発生源の傾向、苦情の内容、今後の課題 及び担当課職員の困りごとについて伺いました。 ヒアリングにご協力いただいた皆様におかれま しては、誠にありがとうございました。次回の誌 上セミナーでは、地方公共団体へのヒアリングか ら得られた野焼きに関する苦情の傾向について 整理の上、ご紹介していきたいと思います。今回 の誌上セミナーと併せて、実務を行う上でご活用 いただけると幸いです。

#### ■次回予定

次回の誌上セミナー「大気汚染について」(第3回)では、「焼却(野焼き)」に関する苦情の傾向 を予定しています。引き続き御活用ください。

# 騒音事件の調停について

# 公害等調整委員会委員

都築

(元東京高等裁判所判事部総括)

本年7月1日で、委員となって3年となった。この間、騒音被害を訴える事件につ いて、調停を成立させたものが8件ある。いずれも睡眠障害等の健康被害を訴えるも のであり、当委員会による騒音測定を行い、専門委員意見書が作成されている。専門 委員意見書で検討の対象とされた何らかの基準(環境基準や騒音規制法等の規制基 準、後記の指針値や参照値等)を超えたとの評価がされ、裁定となった場合に一部で も認容となる可能性があることを前提に被申請人側に改善策を行わせたものが6件 で、残り2件は、これらの基準を超えるとの判断がされなかったものである。

騒音規制法又は条例上の規制基準では、規制の対象となる特定施設等の場合、敷地 境界における騒音レベルが問題となり、基準を超える場合には、改善勧告等の可能性 があるから、被申請人側が改善策を講じることが必要となり、調停が成立する可能性 が高くなる。特定施設等でない場合でも、規制基準値は参考として使われる。また、 睡眠障害を訴えている場合は、中央環境審議会の平成 10 年の屋内騒音レベルの指針 値(35dB)を参考とし、又は、WHO のガイドライン値である等価騒音レベル(8 時間で平均化した騒音レベル) 30 d B を参考とし、申請人宅の寝室で超えるかどうか を問題とすることが多い。さらに、低周波音については、心身に係る苦情に関する参 照値を超えるかどうかを問題とすることが多い。

しかし、これらの基準等を下回っている場合でも、直ちに裁定申請が棄却となるこ とを前提とするのではなく、閾値を超えて「聴き取れるか」、それが「不快の原因とな り得るか」を問題とすることもあり、体感調査も踏まえ、専門委員意見書で指摘して いただいている。その場合も、被申請人側に何らかの対応を求めることとしている。

これらの場合に、申請人側が調停に応じるのは、申請している責任裁定や原因裁定 では、せっかく認容する裁定を得たとしても、直接、騒音レベルを低減させる対策が とられることにはならないからであると思われる。裁定後、裁判手続によったとして も、被申請人の騒音源となっている行為を差し止めることは容易ではなく、調停に応 じることは、騒音低減のための有効な選択である。

調停の具体的な内容は、専門委員意見書に具体的な改善策(防音壁の設置、音源の 移動等)の提案がされたときは、それに沿って検討し、費用負担などについて合意す る。専門委員意見書に具体的な提案がない場合でも、調整の過程で、専門委員に参考 となる意見を聴くことがある。

他方、寝室の騒音レベルが非常に低く、健康に影響を及ぼすとは認め難い場合や、 騒音源からの距離が遠く、騒音が到達しているとは言い難いような場合は、裁定申請 が認容の可能性があるとはいえない。このような場合は、引き続き被申請人が各種基 準を満たすこと、又は、満たすよう努力することを約束するという内容の調停となっ ている。裁定を行った場合には棄却となることが見込まれ、これを不服として裁判を 行ったとしても、専門委員意見書より信用性の高い鑑定等が行われる可能性は低く、 裁定の結論を覆せる見通しは乏しいことから、裁定を受けるより調停のほうがましと の判断によると思われる。

今後も、公調委としては、調停を基本的な解決方法として調整に努力するつもりで ある。県審査会で調停が不調となる場合に、地域に影響があって放置できない事案の 場合には、裁定申請を促すなどして当委員会につないでいただければと思う。

今月号より、地方公共団体の職員の皆様に向けて、公害等調整委員会の委員に よるリレーエッセイをスタートしました。第1回は都築政則委員(元東京高等裁判所 判事部総括)によるエッセイになります。次回は、上家和子委員(医師(元日本医師会 総合政策研究機構主席研究員)) によるエッセイを予定しております。

# 公害紛争処理制度を知っていただくために

# 公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害 紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動や、今年度4年ぶりの実地開催となったこども霞が関見学デー についてご紹介します。

#### 1 令和5年5月24日に「地方自治体職員 向けウェブセミナー」を開催しました。

公害等調整委員会では、主に公害紛争処理・公 害苦情相談を新たに担当することになった地方 自治体職員向けに、全国から参加できるようウェ ブ会議システムを利用し、公害紛争処理制度等の 解説や公害苦情相談アドバイザーによる講演等 を行っています。地方自治体の人材育成を支援す るとともに、公害等調整委員会との連携を促進す るための取組です。

今年度は、平成 28 年度より公害等調整委員会 事務局の公害苦情相談アドバイザーを務めてい る社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次 長(元 東京都品川区環境課長)の 三ツ橋 悦子 氏に、「心のある仕事をするために」と題した講 演を行っていただき、約540人の地方自治体の職 員が参加しました。



公調委 HP には、地方自治体の方に向けたペー ジがありますので、ぜひご覧ください。■

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/ for\_local-government.html



# こども霞が関見学デーの実施について

令和5年8月2日(水)・3日(木)の2日間、 「こども霞が関見学デー」のイベントを開催しま した。今回は(公社)日本騒音制御工学会のご協 力のもと、音の体験学習と工作を実施しました。 2日間で合計 702 人 (こども 383 人、保護者等 319人)の方々にご参加いただきました。暑い中、 ご来場いただきありがとうございました。



「いろいろな音の

体験」

いろいろな音をヘッド ホンで聞いてみよう!

「音に関する工作」

声コプターを作成! どんな声で回るかな?



詳細は以下の公調委キッズページからご覧い ただけます。

https://www.soumu.go.jp/ kouchoi/kids.html



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が 連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を 行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広 く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対す る理解を深めてもらうこと、体験活動への参加 を通じて親子の触れ合いを深めてもらうこと を目的とした取組です。

# ネットワーク

# がんばってまーす

# 公害苦情処理業務を経験して



栃木県小山市市民生活部環境課主事

小山 市は栃木県の南部に位置し、県庁所在地 である宇都宮市から南に約30km、東京から北に 約60kmの距離にあります。交通アクセスは、国 道 4 号や国道 50 号、新 4 号国道といった幹線 道路の他に、JR宇都宮線や東北新幹線といった 鉄道が整備されているため利便性が高く、工業 団地での製品の生産や充実した商業施設の一助 となっています。

市街地の周辺には農地や平地林といった田園 風景が広がっており、身近に自然を堪能するこ とができる環境となっています。特に市南西部 に位置する渡良瀬遊水地は、2012年にラムサー ル条約湿地に登録され、現在はコウノトリの野 生復帰のため、コウノトリの定着・繁殖を行っ ています。また、市中心部を流れる思川には 市の花である思川桜がみられ、桜の名所として 小山市の春を彩っています。小山市は、このよ うな田園環境と都市環境の調和が織りなす「田 園環境都市」であり、更なる魅力を生み出す取 組を行っています。

さて、本市の公害苦情相談につきましては、 環境課が相談受付や対応をしております。苦情 相談の内容としては、典型7公害のほかに、空 き地の管理やごみの不法投棄に関する相談、愛 がん動物に関する相談などが年間で600件ほど 寄せられます。今回は、本市で対応している苦 情相談の中で、騒音と野焼きの対応について紹 介いたします。

本市での騒音苦情相談のうち、自動車の開閉 音や家庭用省エネ給湯器からの音などといった

生活騒音や騒音規制法の特定工場等や特定建設 作業に該当しない事業所、工事現場での音、す なわち規制対象外の騒音についての相談案件は、 全体の半数以上を占めます。特に近年では、新 型コロナウイルス感染症による生活様式の変化 によって在宅時間が増加したことから、規制対 象外の騒音についての苦情相談が増加傾向にあ ります。市民の皆様からの相談であるため、で きる限り解決に導きたいところですが、規制対 象外の騒音に対しては行政として指導すること が難しく、対応に苦慮しています。相談を受け た際には、一般的な騒音苦情相談と同様に発生 源の情報、音が聞こえてくる方角、時間帯、時 期などの現地の情報や相談者の感情、発生源に 対して要求している内容、他の部署や機関にも 相談しているのかといった発生源や相談者への 対応に必要な情報を聴き取り、1件1件の苦情 相談を迅速に対応できるよう心掛けております。

また、苦情相談の内容を聴いて、発生源が規 制対象外であることが判明した場合は、苦情相 談を受けた段階で相談者に「発生源に対して指 導や勧告を行うことが難しく、行政の対応とし て、発生源にお話があったことを伝えるまでな ら可能です」と説明しております。こちらに関 しては様々な意見があるかと思いますが、私個 人の意見としては、苦情相談を受けてとりあえ ず現地を確認するという対応を行った場合、相 談者に「行政が動いてくれたから改善されるだ ろう」と期待を持たせることに繋がり、改善さ れないと相談者により一層不満を与え「改善さ

れていないのだが、その後の経過を知りたい」 と何度も連絡をしてくるようになることが多い ため、苦情相談を受けた段階で行政としてでき ることを明確に相手方に説明することが必要で あると考えております。なお、行政として対応 することができない案件の場合でも、本市で実 施している無料の法律相談等を案内して、少し でも解決に繋がるように対応しております。

相談者によっては「困っているのだからすぐ 確認して何とかしろ」「現地に来ればわかるの だから早く来い」といった一方的に相談内容を 話して、こちらの質問に対して一切回答しない 人もいらっしゃいます。その場合は、状況確認 のため現地に立ち会ってもらえないか提案し、 内容によっては行政としての指導は難しい旨を 説明する必要があると考えております。

その他の苦情相談対応でよくある事例として、 相談者が発生源に対して匿名を希望される場合 がございます。「ご近所トラブルになりたくな い」や「業者が怖い」といった理由が多く、そ のような場合は、相手方へ苦情相談の内容の説 明を行う際に個人名や住所を伝えないよう注意 して対応しています。しかしながら、発生源へ の要請を行い、具体的な防音対策を講じてもら うためには方向や高さ等を伝えなければならな いですし、発生源との位置関係から相談者が誰 であるか明らかな場合もあるため、あらかじめ 相談者には発生源に相談されたのが誰であるか わかってしまう可能性がある旨を説明し、ご理 解いただいてから対応に移るようにしています。

次に野焼きについての、対応についてご紹介 いたします。

野焼きにつきましては、ダイオキシン類排出 抑制と廃棄物の適正処理の観点から一部の例外 を除き禁止されており、本市では市ホームペー ジや広報誌、地元ケーブルテレビ放送、市コミ ュニティ FM ラジオ放送で広く周知を行ってい ますが、年間60件程度の相談を受け付けており ます。内容としては、近隣から煙が上がってお

り洗濯物ににおいがついてしまうといった野焼 きによって発生する煙や悪臭に対する苦情相談 が多く、連絡があった場合は状況を聴き取り、 現地確認を行っております。現地確認の結果、 指導の対象にならないような案件もございます が、基本的な行為者への対応として、「廃棄物 の野外焼却は、原則法律で禁止されていることし、 「例外的に認められていることであっても、周 辺環境へ影響が認められる場合には指導対象に なる」といった旨を伝えており、焼却物が麦わ ら、稲のもみ殻といった農業を営む上で毎年発 生する可能性が高いものにつきましては、時間 帯や風向き、量等に注意するよう説明しており ます。また、行為者に対して野焼き禁止のチラ シを渡すことで再発防止を図っております。

最後になりますが、公害苦情相談、特に騒音、 振動、悪臭のような感覚公害は、行政の対応に ついて相談者の理解を得られずに長期化する案 件が多いです。苦情相談の内容の本質を見極め、 相談者側の感情を理解した上で、対応や説明を 行えるよう努めて参りたいと思います。

全国の市区町村の公害苦情相談担当職員の皆 様のご活躍をお祈り申し上げます。

ご覧いただきありがとうございました。



五穀豊穣や疫病退散を祈願するお祭り 国の重要無形民俗文化財 「間々田のジャガマイタ」

# がんばってまーす

# 日々の公害苦情対応を通じて感じること



兵庫県西宮市環境局環境総括室環境保全課主査

西宮市は、神戸と大阪の間に位置する人口約 48万人の地方都市であり、各都市へアクセスし やすいことや生活の利便性がよいことから大手 不動産業者などが行っている「住みたいまちラ ンキング・関西版 | ではいつも上位に選ばれて いる街です。

また、本市では日本名水百選に選ばれた「宮 水」を利用した酒造りが盛んであり、酒蔵通り と呼ばれる道路があるほど古くから主要な産業 となっていました。市の中心部には福の神(え びす様)をまつる神社の総本社「西宮神社」が あり、毎年1月には商売繁盛を祈願する「十日 えびす | が行われ、百万人を越える参拝者で賑 わいます。そのほか、阪神タイガースの本拠地 である甲子園球場もあり、プロ野球のシーズン 中や高校野球の開催期間には多くの人が訪れて います。

市政の特徴としては、文教住宅都市宣言(1963 年)、平和非核都市宣言(1983年)、環境学習 都市宣言(2003年)を行っており、これらの理 念に基づいた活動やイベントが行われています。 イベントには西宮市のマスコットキャラクター である水色の妖精「みやたん」も参加すること があります。

私が所属する環境保全課では主に各種公害苦 情相談対応のほか、令和5年度からは「歩きた ばこの規制 | や「青空駐車場等の届出受付 | な ど公害以外の業務が他部署から移管されたこと もあり、幅広い業務を取り扱っています。この ような状況の中、アスベスト関連について大気 汚染防止法が改正されたことや、アスベストに 対する住民の関心が高まっていることを受けて、 近年ではアスベスト対策に注力しているところ です。

さらに、解体等工事現場周辺の住民から事業 者側の十分な説明を受けていないなどの理由で 市に対して相談や苦情申し立てが多く寄せられ るケースがあること、議会筋から解体等工事に 関する近隣周知の方法について条例等の整備を 求められたことを受け、事業者による近隣周知 方法に関する一定のルールを定めた指導要綱を 策定し、今年4月から運用を開始しています。

また、当課では図表を多く用いることにより、 できるだけ分かりやすいホームページ作りに努 めているところですが、主に事業者向けとなっ ていることから今後は住民向けにも分かりやす い内容のホームページ作りにも取り組んでいく 予定です。

さて、私は平成31年度に入庁し今年で5年目 となりますが、これまで様々な公害苦情対応を 経験してきました。その中でも特に印象が強く 残っている2件を紹介させていただきます。

まず1件目は、入庁して間もないころに経験 したマンション新築工事に伴う振動苦情相談へ の対応です。マンション建設工事が行われる以 前から近隣住民が大反対していた現場であり、 開発部局からの依頼を受けて対応した振動苦情 相談でした。職場の上司から相談者に連絡を入 れたところ「今すぐ現場に来い!」、「振動測 定を行い、直ちに業者を指導せよ! | などの申 立てがありましたので、現場確認を行ったところ、近隣住民数十人に取り囲まれる事態となりました。この時まで、自分を中心に円陣を組まれて四方八方から同時に大声を出された経験が無かったため、非常に怖い思いをしました。その後、現場状況の確認や振動測定を行いましたが、規制基準を超過する結果ではなかったため、そのことを住民側に説明をしました。これに対して、住民側は全く納得されている様子ではなく、業者や開発を許可した市に対する批判や厳しい意見が挙がり、その場を収拾するのにかなり苦労しました。

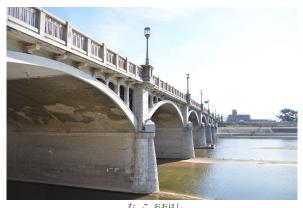
この現場にはその後も度々苦情相談が寄せられていたこともあり、複数回にわたって抜き打ちでの振動測定を実施しましたが、それら全てが規制基準未満の結果でした。そんな中、振動測定をする私たちを近隣住民の方が見ていてくれたおかげか、私が測定を行っている様子を見かけた住民の一人が「暑い中申し訳ない。お茶でもお出しできればよいが・・・」とお声がけいただき、最終的には住民側より「規制基準を超えていないから業者指導できないのは残念だが、環境保全課が熱心に対応してくれていることには感謝する」という言葉を掛けていただけたことに対し、嬉しく思ったことを覚えています。

2件目は、発生源不明の悪臭苦情相談への対応です。ある長屋住宅に住んでいる高齢女性から「隣家の換気扇からの悪臭が自宅内に入ってきて体調が優れない」、「今すぐ現場に来て何とかして欲しい」との通報がありましたが、現場周辺に工場等の事業所がなかったことや、発生源と主張される隣家が一般住居だったことから、悪臭防止法の規制対象外であり市では対応できない旨を説明しました。その後、相談者が近隣住民に相談したようで、その近隣住民からかなり激高した状態で電話連絡があり、結果的に現場確認することとなりました。

しかしながら、相談者宅やその周辺を確認しても臭気がまったく感じられず、相談者が「誰かが一緒だと臭気を感じない」、「発生源の住民が他人の接近を察知すると臭気を消す。このとき私の自宅内の臭気も即座に消え去るので、こちらに来るときは誰にも気付かれないように来て欲しい」等と主張されたため、対応に苦慮しました。結果的に、複数回の周辺確認や相談者への説明によって市では対応できないことに一定の理解を示してはいただけましたが、しばらく後に同じ内容の苦情相談を再申立てされ、話が振り出しに戻ってしまいました。最終的には、本件は発生源者への行政指導等の対応は出来ずに相談者から悪態をつかれて終わってしまいました。

これら以外にも当課には、工事騒音に困っていると主張しながら、騒音対策などの話題にはあまり言及せずに「工事業者からもっと多くの迷惑料を貰えるように市に協力してほしい」と相談される住民や、「市民である私のためなら市担当者は越権行為をして当然」と主張される住民からの苦情相談が寄せられることもありましたが、これらのような案件に対してどのようなゴールを設定して、どのように話を展開していくのか未だに難しく感じます。

多くの自治体職員の方々が感じていることかと思いますが、公害苦情相談はどれ一つとってもケースバイケースであることがほとんどであるため、経験を積み重ねることがより良い対応につながると考えて日々の仕事に励みたいと思っています。



武庫大橋

# 第 53 回公害紛争処理連絡協議会

開催:令和5年6月1日

# 公害等調整委員会事務局

令和5年6月1日に、都道府県公害審査会会長等にお集まりいただき、「第53回公害紛争 処理連絡協議会」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響などにより縮小開催が続 いていたため、4年ぶりの通常開催となりました。開催当日の概要については、次のとおりで す。

## 1. 委員長挨拶

公害等調整委員会委員長の永野厚郎でござ います。昨年7月から委員長に就任いたしまし た。どうぞよろしくお願いします。

本日は、ご多忙な中、「第53回公害紛争処理 連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがと うございます。

皆さまには、公害紛争の迅速かつ適正な解決 のため、日頃より多大なご尽力をいただき、ま た、当委員会の業務にご理解とご協力をいただ いておりますことに対して、厚く御礼申し上げ ます。



この連絡協議会は、新型コロナウイルス感染 症の影響により規模を縮小するなどして開催 しておりましたが、ようやく4年ぶりに都道府 県公害審査会等の皆さまが一堂に会する形で

開催できる運びとなりました。私も含めて初め て参加される方も多いのではないかと思いま すが、改めて国と地方の連携を深める場となる ことを期待しています。

公害紛争処理制度が発足して半世紀が経過 しましたが、この間、公害紛争は、我が国の社 会・経済構造の変化や国民の意識の高まりを反 映して、その様相を大きく変え、近時は飲食店、 託児所、介護施設などの事業施設の運営、住宅 近郊での工場の操業、老朽施設の解体、宅地造 成などに起因して、人口・住宅が密集している 都市部での騒音・悪臭・振動など、身近な生活 環境被害を訴える事件が増加しています。この ような中で、地元に密着して公害紛争の解決を 担う都道府県公害審査会等、さらには公害苦情 担当者に対する期待はますます高まっている ものと思います。

当委員会としましても、このような公害紛争 の事案の変化に対応して迅速・適正な紛争解決 が図れるよう審理運営の見直しなどの改善に 取り組んでいるところですが、国と地方からな る公害紛争処理システム全体としての紛争解 決機能を高めるためには、皆さまと当委員会が 連携を一層深めていくことが重要であります。

連携の在り方として、当委員会としては、当 委員会に蓄積された事件処理のノウハウや知 見の還元に努めているところですが、皆さまの 間の横の連携のハブとしての役割も視野に入 れて、地方における公害紛争処理のニーズを的 確に汲み上げ、これにかなった形での支援がで きるよう取組を強化したいと考えています。他 方で、公害紛争は事実関係の確定のために専門 的・科学的知見を要することから、この点がネ ックとなって都道府県公害審査会等での調停 が不調となるような事案もあるのではないか と思われます。このような事案であっても、地 域のコミュニティーに一定の影響が及ぶよう な事案については、既に一部に実績があります ように、当事者に当委員会への裁定申立を促す などして当委員会に積極的につないでいただ く運用により、都道府県審査会等における審理 の結果を無駄にすることなく、当委員会におい てこれを引継ぎ、専門委員や職権調査などのリ ソースも活用して紛争解決を図ることができ るのではないかと考えており、これも望ましい 連携の在り方ではないかと考えています。

本日の連絡協議会では、実質的な意見交換の 場として新たにグループ別の意見交換を設け ておりますので、地方間の情報交換とともに国

と地方との連携の在り方などについても忌憚 のないご意見をいただければと思います。

本日の連絡協議会が、公害紛争の処理に関わ る皆さまと私ども双方にとりまして有意義な ものとなることを祈念いたしまして、私からの ご挨拶とさせていただきます。

# 2. 現況報告

次の3件について、現況報告を行いました。

- ・公害等調整委員会の概況等について 〔公害等調整委員会事務局次長 小原 邦彦〕
- ·京都府令和2年(調)第1号事件 〔京都府公害審査会会長 湯川 二朗〕
- ・山梨県令和4年(調)第2号事件 〔山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課主任 芦川 卓也〕

## 3. 意見交換

今回の新たな取組として、公害等調整委員会 委員等と都道府県公害審査会会長等が、4つの グループに分かれて意見交換を行いました。こ ちらの内容について、いくつかご紹介いたしま す。

#### <Aグループ>



- 参考資料にある公調委と地方が連携した事案では、8回も調停期日を繰り返したとのことだ ったが、どのように説得したのか。業者がもう出てこないという選択をしたら難しかったので はないか。〔A県〕
  - ➡ 最初は業者に働きかけても聞いてもらえなかったが、規制値を上回る調査結果が出てから 空気が変わり交渉が動き始めた。申請人からは丁寧に聞いてもらえたという感謝はあって も、何回も呼び出されたという苦情はなかったと受け止めている。〔公調委〕
  - → 公調委が専門委員の指導を受けて検査を行い数値が具体的に出てきてから客観的な議論 が始まった印象がある。そのような手段があるとそこから進むイメージがある。〔公調委〕
  - ・ 公調委の裁定申立ての場合は、被申請人が不出頭でも審理を進めて裁定をさせるという点 では、調停よりも進めやすい点がある。〔公調委〕
- 自治体では測定や調査の手段をどれくらい持っているのか。騒音や振動などはともかく、地 下水や地盤の構造などに関するものは難しいように思われるがどうか。〔公調委〕
  - → できるところとできないところの差が大きい。 (A県)
  - ⇒ 説明のあった事案について、騒音の条例違反への対応は行政の責任であり、地方分権によ り都道府県から市町村に権限が委譲されている。専門機関に委託して計測することも可能で あり、市町村が責任を持って対応しなければならない。それをどこまで都道府県や公調委が フォローするか難しいところ。〔B県〕
- 都道府県での調停が難しい場合に、公調委への申立てを案内しているか。〔公調委〕
  - → 原因裁定を希望するというような場合には、公調委を案内したことがある。〔C県〕
- 市町村レベルだと公害苦情相談が多いのに、都道府県の公害審査会になると一気に少なくな っている。両者の連携はどのようになっているのか。公害苦情相談で解決されているというの であれば良いが、そうでないものもあるのではないか。〔公調委〕
  - → 面倒だから紹介していないのではないか。〔D県〕

- → 制度の案内ということで相談があった場合には、そのような手段もありますよという紹介はしている。 [C県]
- → 市からの案内による県審査会への相談件数は相当数あるが、市民の側からすると住環境の保全は市の責務であり、市でやって欲しいということで申立てまでには至らない場合も多い。 [E県]
- → 市町村の職員に対して公調委のアドバイザーの講演後のグループ別ディスカッションを 行っており、相談現場での処理の円滑化とともに処理できないものを県審査会に出しやすく なっているように思う。〔A県〕
- ➡ 県では市町村に対して県審査会の制度を周知しているので、ややこしい事件は県審査会に 回してしまうという流れもあるように思う。 [A県]
- 廃棄物関係の公害苦情が多いという話があったが、公害審査会に上がってこないのはなぜか。〔公調委〕
  - → 廃棄物関係は誰が捨てたのか分からず、誰を対象に申請したら良いのか分からないからではないか。また、人里離れた山奥に捨てられることが多いので、自分に直接被害はないという面もあるのではないか。〔C県〕
  - → 廃棄物関係では、相手方が外国人のことがある。公害審査会にという話になると、外国語 対応は難しいとなり申請を断念してしまっている。〔F県〕
  - ➡ 廃棄物関係では、警察が対応している場合も多い。〔G県〕
- 弁護士が県審査会の会長なっておられる場合が多いが、県審査会の利用促進という観点から、弁護士会への働きかけや弁護士への制度の周知という面では、考えていることはあるか。〔公調委〕
  - → 弁護士会の前会長が県審査会の会長をしていたこともあり、会員を対象に公害審査会のレクチャーを行い、弁護士会会員に活用をアピールしている。弁護士会の公害委員会の委員が県審査会の委員にもなっていて、積極的に事件を持ち込むように働きかけている。〔A県〕
  - 事件の件数が少ないとつぶれてもおかしくないという危機感を共有して、利用促進に働きかけるべきである。〔A県〕

#### <Bグループ>

- しばらく事件の受付がないという都道府県がいくつもある。どのような問題意識を持っているか。〔公調委〕
  - → 公調委で公害審査会を宣伝してよいかというと、都道府県事務局の負担も大きいので、調整が難しいと思う。〔H県〕

- → 相談があっても申立てに結びつかないことについては、公調委から自治体職員へ広報した。 り、公調委が公害審査会を支援することが考えられる。また、都道府県からもアプローチし ていく必要がある。〔H県〕
- 弁護士会にアプローチするときは、研修系委員会と環境系委員会の2ルートがあり、後者 も活用してはどうか。 〔 I 県〕
- ➡ 訴訟における因果関係の問題だけを公調委に嘱託すると、専門家が判断してお返しします という非常に合理的な制度(原因裁定嘱託)があるが、なかなか知られていない。〔公調委〕
- ➡ もう少し都道府県の段階での調停に持っていけると、地元の文化的な背景も含めて分かっ ている中で調停してもらえていいのではないか。〔公調委〕
- 都道府県と市町村の担当部局が連携するような機会は設けられているのか。〔公調委〕
  - ⇒ 年に1回、市町村の担当者へ研修を行っている。県の担当者も一緒に参加し、連携・対応 していけるような構成になっている。〔J県〕
  - ➡ 年5~6回、研修、事例発表会、事業所視察、講演会などを行う形で、県と市町村の担当 者間で意思疎通を図るようにしている。〔K県〕
  - ➡ 毎年テーマを絞って研修を行っている。昨年は悪臭関係で、今年は騒音関係の研修を行う。 [ I 県]
  - ⇒ 出先機関と市町村において、関連するものについては速やかに県の職員も出向き、改善策 はどのように進めたらよいのか連携して対応している。〔L県〕
  - → 公害苦情の対応、公害審査会の制度、生活環境の騒音規制法、振動規制法を説明する研修 がある。県立の衛生研究所から専門的な研修ということで、騒音の測定などについて講義を 行っている。〔H県〕
  - ・ 県のほうで低周波騒音測定の機器などを整備しており、必要に応じて貸し出してサポート を行っている。〔M県〕



○ 適切な専門家を探せないときに公調委の協力をという話があったが、公調委に問い合わせて もらえば、こういう専門家がいますということを伝えられるかもしれない。〔公調委〕

- → 振動、地盤沈下、悪臭などは専門委員をその都度任命しているので、その方を紹介するのではなく、その方に相談して専門家グループの中から紹介してもらう可能性はあるかと思う。〔公調委〕
- 調停の合意が Web 上で確認できたとき、Web 上で成立なのか、その後に調停調書に最後の 人が署名押印した際に成立なのか。〔Ⅰ県〕
  - → 成立時期は「口頭で合意した時点」と解釈し、Web 会議日時をもって成立としている。 〔公調委〕
- 自治体を経て公調委で扱った事件について、フィードバックが十分にできていない。支障が ない範囲で提供できるようにしたいと考え、公調委で方法を検討している。〔公調委〕
- 公害審査会で調停が打切りとなったときに、公調委に裁定の申立てをしたらどうかと示唆することもあるのか。〔公調委〕
  - → 公調委は敷居が高すぎる。打切りとなる場合、ここでまとまらなかったら訴訟してくださいと言って終わっていると思う。 [N県]
  - → 打切りになるというのは、当事者が「はい」と言えないだけなので、受諾勧告でいいのではないか。調停委員会や専門家から「これはこうだ」と言われたら、収まるものは収まるし、収まらないものは訴訟になる。 [N県]
  - → 公調委の裁定のメリットもかなりあって、基本的に公調委が現地調査をし、審問する。当 事者に出頭する負担をかけない仕組みになっている。また、費用負担についても、国費の負 担で専門家の意見が提供できる。〔公調委〕
  - ⇒ 事実の認定が難しい、調停成立が困難な事例などを全て公調委で引き受けるわけではないが、地域に一定の影響が及ぶ、放置すると次々と事件が起こっていくというものは、小さな事件であっても裁定を活用していただくというのも重要なことだと思う。〔公調委〕

#### **<Cグループ>**

- 公害に当たらないものや他県のものについて相談があったら、受付をどうしているか。〔○ 県〕
  - → 受付の段階で何回も説明したが聞き入れてもらえず、申請されたことがある。裁定委員会 が検討し、却下した。ずっと説明しても納得されない場合は、一度申請いただき、調停をし ないとするのも仕方ないかと思う。〔公調委〕
- 認知度が低いという話は、公調委でも積極的に広報を行うようにしている。法曹関係者がメインだが、機関誌にも記事を掲載した。通知文を弁護士会等に送っていて、講演の依頼があれ

ば、お受けしている。現地に赴いたり、Webでも行っているので、ご要望等あればご連絡いた だきたい。〔公調委〕

○ 裁判では、かなりのデータを出さないといけないが、調停では例えば、調査を県でしてもら える、データを提供してもらえるので、利用しやすい。難しそうな案件もうまくまとめてもら えるので、もっと知ってもらったほうがいいと思う。〔P県〕



- 公調委ではなく、県の公害審査会で取り扱ったほうがいい案件というのはどのようなもの か。測定が必要な場合は、公調委で扱ったほうがいいのではないか。〔〇県〕
  - 事実確定ができず調停が困難であるが、調停不調のまま放置すると、コミュニティーに一 定の影響があって看過できない場合には、公調委への裁定申請を促していただいて構わない が、そのような事案でなければ、公調委で受けるべき事案なのか、本来の公調委の姿なのか という疑問がある。〔公調委〕
  - → 測定が必要な事案でも、市でノウハウを持っている場合、業者に委託する場合、データが なくても利害調整によりうまくまとめるという場合もあることから、工夫が必要。〔公調委〕
- 先ほどの例を挙げた県では、中間合意をされたとのこと、鮮やかな調停のノウハウだったと 思う。〔公調委〕
  - → 最終的に調停をまとめるのは最終合意となるが、中間合意というのは、手続の途中で、一 旦この点については先に合意しておきましょうと決めておくやり方。裁判所でも同様の方法 があり、終局的な合意ではなく、その時点の合意で、その記録を残しておくと、その後の進 行がスムーズにいく。〔公調委〕
- 測定の費用の関係で進行が難しいという事例はあるか。〔公調委〕
  - ⇒ 調査について、申請人が費用負担はしたくないと言っていたものがあった。内容からして 公共性があるとまでは言えず、県費での負担は難しいため、測定できず不成立に終わった。 〔R県〕

- → 県で調査する権限があるにしても、どのように実施するのかが問題になり、両者で折半な どいろいろ検討したが、調査を実施せずに進めた。〔S県〕
- 公害審査会で測定が必要となったときに、ノウハウはあるか。〔公調委〕
  - → 測定をした事例はある。調停委員の間で検討して、調停委員が測定した。測定が必要な場合、関係行政機関の協力を得て市などで測定してもらうケースが多い。〔○県〕
  - → 当県の場合は、測定できる研究機関がある。公共測定という形で測定するため、申請者等 の費用負担もない。 〔T県〕

#### <Dグループ>

- 最近、風車の件が非常に増えている。今のところまだ公害としての申請はないが、住民も気にしている。風車の騒音や低周波音など、事案に経験があったら教えてほしい。〔U県〕
  - → 公調委に現在係属している案件はない。紛争案件が今後多くなってくるのではないかとは 言われている。〔公調委〕
  - → それなりには問題になっていると思う。風力発電関係は地元の方が反対運動として行動することが多い。起業者側もそれを意識して対応することは多くなっているのではないか。地上の風力発電だと近隣との紛争があるので、洋上の風力発電のほうが多くなっているのではないか。数値的に把握していないので感覚的なものだが。〔公調委〕
- 騒音研究会報告3ページ目に、低周波音被害を申し出た場合の方が調停成立の割合が高いが、取下げの比率も高いという分析があった。こういう理由ではないかということが出ていれば教えていただきたい。〔V県〕
  - → どうして取下げになったかの内容までは、まだ分析できていない。申請人側に代理人がつくと調停成立率が高いということがある。通常は申請人が高い要求をして決裂するが、そうではなくて、代理人から、あなたの満足いく内容ではないかもしれないけれども、ということで調整していただいているのではないか。〔公調委〕
  - → 参照値を超えるものではないということを説明した上で、室外機を囲うとか場所を移動するとか、実現可能なところでの解決策を図るということで調停が成立するということが、感覚的には多いと思う。〔公調委〕
  - → 低周波音が実際に問題になる程度のものはそんなに多くない。騒音測定のときに体感測定をすると、客観的な音と本人の感じ方にずれがある。ずれがあると因果関係が認められない。 それでも被害者意識が強く、こだわって、納得がいかないから取り下げるというのを経験したこともある。〔公調委〕
- 低周波の体感テストとはどのようなものか。〔W県〕

- → 例えばエアコンの室外機の音が問題になっているときは、申請人側には申請人宅で待って いただいて、測定状況というのは知らせずにスイッチを付けたり消したりして、申請人には 体感メモを取ってもらい、申請人の体感と機器の作動が合っているかを確認する。〔公調委〕
- 公調委で行う測定は、必要性を判断するから必ずということでもないと思うが、多くの場合 行ってくれるのか。〔W県〕
  - 事件によってだが、騒音自体が問題になっていて、双方で意見の隔たりがある場合には、 少なくとも現地調査を行う。職権調査ができるので、必要があればやるというスタンス。〔公 調委〕
- 当県で、申請人が公調委に原因裁定の申立てを行うことになり調停手続をペンディングにし た案件があったのだが、公調委で調停成立した。原因裁定の結果と調停成立に至った経緯を差 し支えのない範囲でよいので教えてほしい。〔V県〕
  - → 当該事件は、測定しても基準を超えるものでなく、申請人の主張は否定されたが、今後基 準を守ることは業者にも約束させるということで申請人も納得したので、県にお返しするま でもなかった。〔公調委〕
- 公調委では、代理人がついていない案件でも Web 対応を行うのか。〔Ⅴ県〕
  - ➡ 可能なものは行っている。Web 会議やメールでの提出の手順書など、ホームページで公 開している。〔公調委〕
  - ➡ 裁定の期日だと公開しないといけないが、調停は非公開の手続なので、Web で行うこと に支障はないと考えている。証拠の提出などを含めて柔軟にできるようにしたい。〔公調委〕
- どんどん公調委につないでもいいのか。〔X県〕
  - → 現場に近いところでというのが基本だと思うので、なんでもかんでもというのは困るが、 事実の確定が難しく調停が困難な場合であって、地域のコミュニティーに一定の影響があ り、放置すべきでないと公害審査会が判断するものについてはつないでもらって構わないと いうのが基本スタンスであり、そういうものは遠慮なくつないでもらいたい。〔公調委〕
- 公調委に相談することは可能か。〔W県〕
  - → 公調委にも自治体との連絡担当がおり、都道府県の環境部局からいろいろ質問を受けてい る。〔公調委〕
- 防音壁を設置してほしいという話が出たときに、専門業者や、どのような防音壁であったら いいのかを相談できるか。〔Y県〕

- 防音をやるときに、どこまで良くなるか分からないまま成立させることに、調停委員も悩み がある。〔X県〕
  - ➡ 我々も専門委員に意見を聴いてはおり、ある程度効果が見込めると聞くこともあるが、必 ずしも分からないというのが正直なところ。防音壁の効果を事前に予測するのはなかなか難 しい。〔公調委〕
  - → 少なくとも被申請人の側で対策の説明責任がある以上は、被申請人の側に促すことが前提 で、それを申請人が評価することで話を進め調整をするしかない。〔公調委〕



# 公害等調整委員会の動き

(令和5年4月~6月)

公害等調整委員会事務局

# 審問期日の開催状況

月日	期日	開催地
4月13日	令和元年(セ)第3号・令和2年(セ)第7号	東京都
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等	
	責任裁定申請事件 第2回審問期日	
4月26日	令和3年(セ)第9号	東京都
	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責	
	任裁定申請事件 第1回審問期日	
4月27日	令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号	東京都
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被	
	害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期	
	日	
4月28日	令和3年(ゲ)第3号	東京都
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因	
	裁定申請事件 第1回審問期日	
5月10日	令和4年(セ)第3号	東京都
	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第3	
	回審問期日	
6月23日	令和3年(ゲ)第10号	東京都
	鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振	
	動被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	

# 2 公害紛争に関する受付・終結事件 の概要

### 受付事件の概要

○ 周南市における工場からの騒音による健康被 害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

令和5年4月12日受付

本件は、申請人に生じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 荒川区における建築工事に伴う振動による財 産被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第2号事件)

令和5年5月10日受付

本件は、申請人が所有する建物の広範囲にわたって生じている飛散汚れ、同建物の1階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分に発生したクラック及び賃店舗の出入口のガラス戸等に発生したひびは、被申請人が同建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等を支払え、との裁定を求めるものです。

○ 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び 同原因裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第3号・(ゲ)第3号 事件)

令和5年6月26日受付

本件の責任裁定申請は、被申請人がアパートの 建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、 申請人に頭痛・吐き気・めまい・動悸・抑うつ・ 不安・集中力の低下・睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 202 万8450 円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人に生じた頭痛・吐き気・めまい・動悸・抑うつ・不安・集中力の低下・睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

# ○ 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第4号事件)

令和5年6月26日受付

本件は、申請人ら宅に生じた多数の壁・天井ヒビ割れ、風呂場目地割れ、外壁目地切れ、外壁ズレ、開口クラック、駐車場コンクリート割れ、玄関建具開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区(被申請人)の発注により、解体工事会社(被申請人)が行った解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めるものです。

# ○ 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第4号事件)

令和5年6月27日受付

本件は、申請人に、不安定狭心症という健康被害、身体的障害に関わる生活・死亡リスク、精神的苦痛及び報酬減少が生じたのは、被申請人が所管する申請人宅の北側にある道路の拡張工事の現場において、重機等を稼働させて騒音・振動・粉じんを発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金 4218 万 1702 円の支払を求めるものです。

### 終結事件の概要

○ 熊本市における駐車場からの騒音・振動による 健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請 事件

(公調委令和3年(セ)第3号事件・令和3年 (ゲ) 第2号事件・令和5年(調) 第5号事件)

#### ① 事件の概要

令和3年3月17日、熊本県熊本市の住民1 人から、マンション管理組合、マンションの住 民2人を相手方(被申請人)として責任裁定及 び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申 請事件は、申請人が、被申請人マンション管理 組合が管理するマンション駐車場から発生する 騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発 症する等精神的苦痛を受けており、また、住居 の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じ たため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠 償金1373万2915円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、 不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被 申請人マンション管理組合が管理するマンショ ン駐車場から発生する騒音や振動によるもので ある、との裁定を求めたものです。裁定委員会 は、令和3年4月20日、これらを併合して手 続を進めることを決定しました。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県 公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁 定申請の受理について意見照会を行い、受理に ついて特段の支障はないとの回答を受けたので、 直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理する マンション駐車場からの騒音・振動と申請人に 生じた不眠症等の健康被害等との因果関係に関 する専門的事項を調査するために必要な専門委 員1人を選任したほか、事務局及び専門委員に

よる現地調査等を実施するなど、手続を進めた 結果、本件については当事者間の合意による解 決が相当であると判断し、令和5年3月29日、 公害紛争処理法第 42 条の 24 第1項及び同第 42条の33の規定により職権で調停に付し(公 調委令和5年(調)第5号事件)、裁定委員会 が自ら処理することとしました。同年4月13日、 第1回調停期日において、裁定委員会が提示し た調停案に基づき、当事者双方が合意して調停 が成立し、本件申請については取り下げられた ものとみなされ、本事件は終結しました。

## ○ 周南市における工場からの騒音による健康被 害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

#### ① 事件の概要

令和5年4月12日、山口県周南市の住民1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申 請人)として原因裁定を求める申請がありまし た。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生 じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不 足による健康被害は被申請人が操業する工場か らの騒音によるものである、との原因裁定を求 めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を 進めた結果、原因裁定をすることが相当でない と認められることから、令和5年5月23日、 公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用す る第42条の12第2項の規定により、申請を受 理しない決定をし、本事件は終結しました。

# ○ 横浜市における解体工事等に伴う振動等によ る財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第3号事件)

#### 公害等調整委員会の動き

#### ① 事件の概要

令和3年3月29日、神奈川県横浜市の住民 14人と宗教法人から、学校法人を相手方(被申 請人)として原因裁定を求める申請がありまし た。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、被申請人による大規模建築 物等の解体行為等と申請人らが所有する土地等 や公衆用通路の被害及び生活環境の悪化による 被害との因果関係に関する専門的事項を調査す るために必要な専門委員1人を選任するととも に、事務局及び専門委員による現地調査等を実 施したほか、1回の審問期日を開催するなど、 手続を進めた結果、令和5年6月29日、本件 各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本 事件は終結しました。

# 都道府県公害審査会の動き (令和5年4月~6月)

公害等調整委員会事務局

## 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 令和5年(調)第1号事件	岩石採取場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	R5.4.3
埼玉県 令和5年(調)第2号事件	市道騒音·振動被害防止請求事件	R5.4.10
広島県 令和5年(調)第2号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	R5.4.14
京都府 令和5年(調)第1号事件	焼却排煙による悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.4.20
山梨県 令和5年(調)第2号事件	宿泊施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	R5.5.10
埼玉県 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.6.12
大阪府 令和5年(調)第1号事件	鉄軌道騒音・振動被害防止請求事件	R5.6.19
神奈川県 令和5年(調)第1号事件	近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件	R5.6.20
大阪府 令和5年(調)第2号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R5.6.22
奈良県 令和5年(調)第3号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された 重金属除去請求事件	R5.6.27

# 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 令和4年(調)第 1号事件	栃木県 住民1人	社会福祉 法人	令和4年9月15日受付	令和5年4月11日 調停打切り
[特別養護老人ホーム空調整備からの騒音防止等 請求事件]			(1)被申請人は、室外機を移動する、運転を抑制するなどして、被申請人の特別養護老人ホームからの騒音を低減すること。(2)上記措置を取らない場合、令和5年3月末日までに、特別養護老人ホームを現在地から移転すること。	調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
埼玉県 令和5年(調)第 1号	埼玉県 住民1人	建設会社	令和5年2月1日受付	令和5年5月29日 調停取下げ
[ヒートポンプ式 温水暖房機から の低周波音等の 騒音・振動被害防 止請求事件]			(1)被申請人は、エコキュートのヒートポンプを東側から北側若しくは西側の道路に面した場所へ移設し、低周波等の騒音振動が申請人宅に届かないように対策を講じなければ、コキュートのヒートポンプの移設ができない場合に電気に対策を設置しなければならない。	申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和4年(調)第 4号事件	神奈川県住民1人	飲料製造 会社	令和4年10月7日受付	令和5年5月22日 調停打切り
[近隣工場からの 騒音等防止請求 事件]			夜間の機械稼働停止、設備機器配管配置変更、騒音・振動等防止の緩衝帯設置	調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
愛知県 令和元年(調)第 5号事件	愛知県 住民1人	不動産関 係者 建設会社 市(代表	令和元年12月10日受付	令和5年5月11日 調停打切り
[建設残土による 水質汚濁・土壌汚 染のおそれ公害防 止請求事件]		者市長)	(1)被申請人Aは、不動産仲立 人であるが、B建設と共謀の 上、申請人に対し、養魚池の 跡地を畑に造成のためと称し て、道路面よりも低いレベル	調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			での残土搬入を承諾させ、建	終結した。
			設業者や残土処理業者をし	
			て、残土の搬入をさせ、高さ	
			約10mまで残土を積み上げ	
			て、そのまま放置している、	
			(2)被申請人 C 建設は、 D 市新	
			庁舎の建設を受注したE建設	
			から残土処理の第一次下請け	
			をし、被申請人F建材は第二	
			次下請けをして、D市新庁舎 の建設現場から発生した残土	
			の建設現場から発生した残工   を本件土地に搬入した、(3)被	
			申請人G市は、G市保育園の	
			関連工事で排出される残土	
			を、被申請人H建設をして本	
			件土地に搬入した、(4)本件残	
			土は、無秩序に堆積されてお	
			り、大雨や豪雨により崩壊す	
			るおそれがあり、かくては、	
			隣接する農業用排水路の水質	
			を汚染するおそれや隣接農地	
			の土壌を汚染するおそれがあ	
			るため、早急な撤去が必要で	
			ある。不法堆積された残土の	
			発生元や搬入業者など、不法	
			な堆積に関与した業者や個人	
			は、搬入した残土の量に応じ	
			た撤去義務があり、あるい	
			は、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスー	
			粉かめる、(5)/ メリカのスー   パーファンド法によれば、土	
			現在の施設所有・管理者だけ	
			でなく、有害物質が処分され	
			た当時の所有・管理者、有害	
			物質の発生者、有害物質の輸	
			送業者や融資金融機関まで、	
			広範囲に浄化の費用負担を負	
			うとされている。我が国にお	
			いても、廃棄物処理法におい	
			て、排出者責任があり、廃棄	
			物処理業者に委託したことで	
			排出者責任は切断されない法	
			理が確立している。残土につ	
			いては、有害物質を含まない	
			限り、廃棄物には該当しない	
			と解するのが一般的である	
			が、残土が不要物であることは、ままはなることに	
			と、市場性がなく有償での引	

## 都道府県公害審査会の動き

		fully all and a	مال المال	// / I I = -
事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			取は要れののが撤るて地撤被ら本す用人下にをす被てら当費り疑物な出不、去こ、上去申第一土残負建と入去こ請 G件るを写出るを害義すあAをすはししすと見しれてたる、出請残るしがっ件る、在主担設と入去こ E注に撤被設園搬撤るの実出るを害義すあAをすはししすと建し相去申はの入去と下にをすはてたる、H保地土担設と入去こ E注に撤被設園搬撤る、会員でで者し大し務るるは撤る、てたる、設、当費請、工しすと建注に撤被第件るをG同現量かの入去ことでである。と不免人土者はあ、土か2か、当費請次地土担とか相去申はの入去とする。	
大阪府 令和4年(調)第 1号事件	大阪府 住民1人	大阪府 住民1人	令和4年2月16日受付	令和5年4月28日 調停打切り
[家庭用ヒートポンプ給湯器騒音 等被害事件]			令にアヒ宅申の不く強い を を を を を を を を を を を を を	調停委員会は、7回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、 うる見い がないと判断、本件は を打切り、 終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			求める。	
広島県 令和2年(調)第 1号事件	酒類販売 会社	鉄鋼会社	令和2年1月14日受付	令和5年5月15日 調停打切り
[鉄鋼会社からの 大気汚染被害防 止請求事件]			被申請人の製鉄所が鉱質物の 粉じんを外部に飛散させたことによって、大気の汚染が生 じ、これによって、中請人の 設置した大気の汚染が外 の機能低下及び売電収入の機能低下及び売電収入の機能低下及び生じた。 の機能低下及び生じた。 の機能は、申請人は、中請人は、対する本申請人は、知び日ので と、833万3,000円及びこれに対する本申請みに至るまで りとから支払済みに至るまと。	調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
広島県 令和4年(調)第 1号事件	広島県 住民1人	広島県 知事	令和4年7月11日受付	令和5年6月28日 調停打切り
[鉄道騒音被害防止請求事件]			被申請人の事業活動(A地区 連続立体交差事業)による用 地買収により、鉄道と上記被 害発生地域の間にを果たしたして 等のような役割を果たして を住宅群が無て 会はに係るで 生地域に係るで 生地域に係るで といるため。よって といるため。よって しない るため。 は、防音壁により いるため。 が発生しないように の被害が発生しないように の被害が発生しないること。	調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。

(注)上記の表は、原則として令和5年4月1日から令和5年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告が あったものを掲載しています。



第114号 令和5年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解である ことをお断りしておきます。

# 近隣騒音や建築工事による騒音・振動に 伴う被害なども 公害紛争処理の対象になります 紛争を解決するには、まずは相談を



# 公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月~金曜日 10:00~12:00、13:00~17:00(祝休日及び12月29日~1月3日は除く。) FAX. 03-3581-9488 e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL. https://www.soumu.go.jp/kouchoi/





